



「ご契約のしおり／約款 追補版」

「特別勘定のしおり 追補版」

「ご契約のしおり／約款 追補版」

この「ご契約のしおり／約款 追補版」は、「未来ステップ（変額保険Ⅰ型（有期型）） ご契約のしおり／約款」の追補版となります。

お手元の「未来ステップ（変額保険Ⅰ型（有期型）） ご契約のしおり／約款」とあわせてお読みください。

特別勘定の新設

- ご契約時にお知らせした3つの特別勘定に加え、4つの特別勘定を新設しています。新設された特別勘定の詳細は、「特別勘定のしおり 追補版」にてご確認ください。
- この「ご契約のしおり／約款 追補版」に記載されていない内容は、お手元の「未来ステップ（変額保険Ⅰ型（有期型）） ご契約のしおり／約款」をご確認ください。
- なお、この「ご契約のしおり／約款 追補版」とお手元の「未来ステップ（変額保険Ⅰ型（有期型）） ご契約のしおり／約款」の記載内容に相違がある場合は、この「ご契約のしおり／約款 追補版」が優先されます。

この保険のご検討にあたってのご留意事項

- 特別勘定の新設に伴い、改めて「未来ステップ（変額保険Ⅰ型（有期型））」のリスクをお知らせします。また、新設された特別勘定に関する費用をお知らせします。
- お手元の「未来ステップ（変額保険Ⅰ型（有期型）） ご契約のしおり／約款」の「この保険のご検討にあたってのご留意事項」（P. 1～P. 3）に記載された特別勘定に関する費用に変更はありません。

変額保険Ⅰ型（有期型）には運用のリスクがあります

- この保険は、特別勘定での運用実績によって、積立金の合計額、解約返戻金額、将来の死亡保険金額および満期保険金額などが変動（増減）する変額保険です。
- 特別勘定での資産運用には、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスクなどの投資リスクがあります。
- このため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、次の金額*が「払込保険料の合計額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動などに伴うリスクは、ご契約者が負います。また、指数連動債券に投資する特別勘定の場合、上記のリスクのほか、指数連動債券の発行体および保証会社の信用リスクは、ご契約者が負います。
 - ・「積立金の合計額」
 - ・「解約返戻金額」
 - ・「満期保険金額」

*減額をしていた場合は、「その解約返戻金額」と「減額後の保険金などお支払いする金額」の合計額
- 特別勘定の変更および積立金の移転（スイッチング）を行なった際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますので、ご注意ください。

この保険にかかる費用は次のとおりです

- この保険にかかる費用は、保険関係費および運用関係費の合計額になります。そのほか、契約日から10年以内の解約、減額には解約控除がかかります。また、1保険年度に12回をこえるスイッチングを行なった場合にはスイッチング手数料、無配当年金特約による年金支払期間中には年金管理費がかかります。

●運用関係費

◆特別勘定での運用期間中に次の運用関係費をご負担いただきます。

項目	特別勘定	主な投資対象	費用	時期
運用関係費 (特別勘定の運用にかかる費用)	世界株式アクティブⅠ型	投資信託	年率 <u>0.61%</u> (税抜)* ¹	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
	外国株式インデックスⅠ型		年率 <u>0.25%</u> (税抜)* ¹	
	米国債券型		年率 <u>0.53%</u> 程度(税抜)* ¹ * ²	
	世界バランスⅡ型	指数連動債券	年率 <u>0.85%</u> * ³ (消費税対象外)	

*¹ 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して(信託報酬)

*² 主な投資対象である外国投資信託の運用残高等により費用が変動することがあるため固定費用として表示することができません。

*³ 特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額に対して(管理費用)

※そのほか、つぎの費用がかかります。これらの費用は、特別勘定がその保有資産から負担するため、投資信託の基準価格または債券の価格に反映することとなります。したがって、お客様にはこれらの費用を間接的にご負担いただくことになります。

- ・特別勘定の投資対象が投資信託の場合、上記の信託報酬のほかに、運用関係費として信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する諸費用ならびに信託財産に係る監査報酬など)および消費税がかかります。

- ・特別勘定の投資対象が指数連動債券の場合、上記の管理費用のほかに、金融派生商品の取引にかかる費用として、参照指数の構成要素に配分する際に必要となる取引費用など(実質的に有価証券などを売買・保有することに伴う費用)がかかります。

※運用関係費のうち、信託報酬および管理費用以外にかかる費用は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更される可能性があります。

※積立金の合計額が零となった場合、運用関係費のご負担はありません。

※無配当年金特約による年金基金設定日以後は運用関係費のご負担はありません。

●上記以外の費用については、お手元の「未来ステップ(変額保険Ⅰ型(有期型))ご契約のしおり/約款」をご参照ください。

ご契約のしおり

- 特別勘定の新設に加えて、特別勘定に関するお取扱いについて一部変更があります。

特別勘定

- この保険では、運用対象や運用方針の異なる特別勘定を2以上ご用意しております。ご契約者のニーズに応じてそれらの特別勘定を自由に組み合わせることができます。（特別勘定名や運用対象、運用方針については、「未来ステップ（変額保険Ⅰ型（有期型）） 特別勘定のしおり」および「特別勘定のしおり 追補版」をご覧ください。）

積立金額

- 各特別勘定の積立金額は、次のとおり計算します。
 - ①各特別勘定における積立金額は、ユニットプライス（単位価格）^{*1*2}とユニット数（口数）で把握します。
 - ②各特別勘定における積立金額は、日々に定まるユニットプライスに、その時点で保有しているユニット数を掛け合わせることで計算できます。

$$\text{各特別勘定における積立金額} = \text{ユニットプライス} \times \text{ユニット数}$$

- *1 主な投資対象を指数連動債券とする特別勘定では、次の理由などにより、ユニットプライスの動きが投資対象となる指数連動債券の値動きとは一致しません。
 - ・特別勘定は、指数連動債券に投資して運用する部分のほか、保険契約の異動などに備え、一定の現預金などを保有することがあること
- *2 主な投資対象を投資信託とする特別勘定のユニットプライスについては、お手元の「未来ステップ（変額保険Ⅰ型（有期型）） ご契約のしおり／約款」に記載されているとおりです。

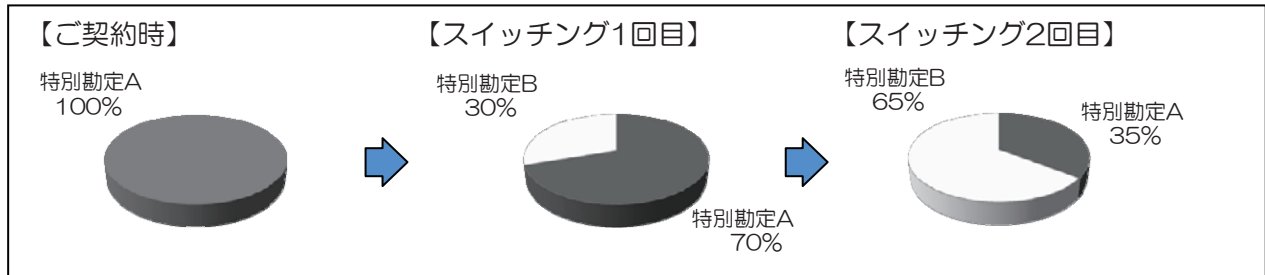
特別勘定の変更

- 保険料を繰り入れる特別勘定の変更の際は、複数の特別勘定から繰入割合を1%単位で選択することができます。
- 保険料から特別勘定への繰り入れがないため、一時払の変額保険Ⅰ型（有期型）へ変更後は、特別勘定の変更は取り扱いません。なお、積立金の移転（スイッチング）は取り扱います。
- 特別勘定の変更は、その請求をマニユライフ生命が受付した日の翌営業日以後の繰入日から効力を生じるものとします。
- 特別勘定の変更を行なう場合、同時に積立金の移転（スイッチング）の請求を行なう必要はありません。

積立金の移転（スイッチング）

- スイッチングをする場合、複数の特別勘定から1%単位でスイッチングできます。
- 1回のスイッチングで2以上の特別勘定の積立金を移転する場合は、スイッチング手数料を移転する積立金額で按分した金額を移転する積立金の移転元の各特別勘定の積立金からそれぞれ差し引きます。
- スイッチングは、その請求をマニユライフ生命が受付した日の翌営業日に効力を生じるものとします。
- スイッチングを行なう場合、同時に特別勘定の変更の請求を行なう必要はありません。スイッチングしても、保険料を繰り入れる特別勘定は変更されませんので、変更をご希望の場合はあわせて特別勘定の変更のお手続きをしてください。
- スイッチングで適用するユニットプライスは、マニユライフ生命がスイッチングのご請求を受付した日の翌営業日の価格とします。

■スイッチングのイメージ図



●積立金の移転が特別勘定資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めたときは、最長6か月の範囲内で積立金の移転を延期することがあります。

戦争その他の変乱等の突発的な異常事態が発生した場合の特別取扱

●戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができない期間（以下、「取引停止期間」といいます。）中、当該特別勘定については、次のとおり特別な取扱いをします。

■お手続きを延期するもの

	特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱
第2回以後の保険料についての特別勘定への繰入	●取引停止期間中、保険料から保険料の収納に必要な費用を控除した金額の <u>当該特別勘定への繰入</u> は行なわず、正常な評価ができるようになった日末に繰り入れます。
積立金からの保険関係費の控除	●取引停止期間中、 <u>当該特別勘定の積立金を含む保険契約の保険関係費</u> （保険料の収納に必要な費用は除きます。）の控除は行なわず、正常な評価ができるようになった日末に控除します。
死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金のお支払い	●取引停止期間中、死亡保険金、高度障害保険金または満期保険金を計算する際、<u>当該特別勘定の積立金部分</u>については、正常な評価ができるようになった日末の積立金額とします。 ●この取扱いをした場合で、死亡保険金または高度障害保険金の請求書類をマニュアル生命が受付した日が取引停止期間中のときは、被保険者が死亡した日または高度障害状態に該当した日の基本保険金額をお支払いします。その後、正常な評価ができるようになったとき、死亡保険金額または高度障害保険金額がすでにお支払いした基本保険金額を上回る場合には、その差額をお支払いします。
保険料払込の自動停止の取扱い	●取引停止期間中、猶予期間満了の日の積立金の合計額を計算する際、<u>当該特別勘定の積立金部分</u>については、正常な評価ができるようになった日末の積立金額とします。 ●この取扱いをした場合で、正常な評価ができるようになった日末に計算された積立金の合計額が保険料の6か月分以上のときは猶予期間満了の日の翌日にさかのぼり保険料払込の自動停止が行なわれたものとして取り扱い、保険料の6か月分に満たないときは猶予期間満了の日の翌日にさかのぼり保険契約の効力が失われたものとして取り扱います。
解約および解約返戻金のお支払い	●取引停止期間中、<u>当該特別勘定の積立金部分</u>についてのみ、正常な評価ができるようになった日に解約のご請求を受け付けたものとして取り扱います。 ●その他の特別勘定の積立金については、通常どおり取り扱います。

●上表の「解約および解約返戻金のお支払い」の特別取扱をした場合、正常な評価ができるようになった日までに、ご契約者は、正常な評価ができない特別勘定の積立金部分（お手続きを延期した部分）についてのみ、解約の中止をお申し出いただけます。

■ご請求の受付を停止し、すでに行なわれたご請求をなかったものとするもの

	特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱
特別勘定の変更および積立金の移転のご請求	●取引停止期間中、<u>当該特別勘定の積立金を含む保険契約の特別勘定の変更および積立金の移転</u>のご請求の受付を停止します。 ●すでにご請求を受け付けていた場合でも、そのご請求がなかったものとして取り扱います。
基本保険金額の減額のご請求	●取引停止期間中、<u>当該特別勘定の積立金を含む保険契約の基本保険金額の減額</u>のご請求の受付を停止します。 ●すでにご請求を受け付けていた場合でも、そのご請求がなかったものとして取り扱います。
一時払の変額保険Ⅰ型（有期型）への変更のご請求	●取引停止期間中、<u>当該特別勘定の積立金を含む保険契約の一時払の変額保険Ⅰ型（有期型）への変更</u>のご請求の受付を停止します。 ●すでにご請求を受け付けていた場合でも、そのご請求がなかったものとして取り扱います。

各種手続きについて

- ご契約についてのお問合せやご相談は、マニユライフ生命コールセンターまでお問い合わせください。

マニユライフ生命コールセンター TEL 0120-063-730

お問合せ時間 月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

「特別勘定のしおり 追補版」

この「特別勘定のしおり 追補版」は、「未来ステップ（変額保険Ⅰ型（有期型）） 特別勘定のしおり」の追補版となります。

お手元の「未来ステップ（変額保険Ⅰ型（有期型）） 特別勘定のしおり」とあわせてお読みください。

目 次

特別勘定について	9
ご契約者の自己責任について	9
この「特別勘定のしおり 追補版」に記載されている特別勘定および特別勘定群について	9
この「特別勘定のしおり 追補版」に記載されている情報について	10
特別勘定の運用方針・運用関係費	11

特別勘定のしおり

■世界株式アクティブⅠ型

主な投資対象となる投資信託 グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）

□資産の運用に関する極めて重要な事項	17
□資産の運用に関する重要な事項	33

■外国株式インデックスⅠ型

主な投資対象となる投資信託 マニユライフ・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）

□資産の運用に関する極めて重要な事項	37
□資産の運用に関する重要な事項	59

■米国債券型

主な投資対象となる投資信託 マニユライフ・米国投資適格債券戦略ファンド（適格機関投資家専用）

□資産の運用に関する極めて重要な事項	69
□資産の運用に関する重要な事項	83

■世界バランスⅡ型

主な投資対象となる指数連動債券 ダイナミックベータ戦略円建連動債券（適格機関投資家専用）

□資産の運用に関する極めて重要な事項	87
□資産の運用に関する重要な事項	101

特別勘定について

- 特別勘定は、2以上設定されており、それぞれ主な投資対象・運用方針の異なる資産運用を行なっているため、その収益性やリスクが異なります。
- 変額保険Ⅰ型（有期型）の特別勘定は、運用方針に適合する投資信託または指数連動債券を主な投資対象とする場合があるほか、特別勘定の運用方針に沿ってマニユライフ生命が直接投資する場合等があります。投資信託または指数連動債券を主な投資対象とした場合、投資対象の大部分が投資信託または指数連動債券となることがありますが、変額保険Ⅰ型（有期型）は投資信託および指数連動債券ではありません。ご契約者は、直接投資信託および指数連動債券を保有するものではありません。
- 指数連動債券を主な投資対象とする特別勘定では、以下の理由等により、ユニットプライスの動きが投資対象となっている指数連動債券の値動きとは一致しません。
○特別勘定は、指数連動債券に投資して運用する部分のほか、保険契約の異動等に備え、一定の現預金等を保有していること
- 特別勘定が投資対象としている投資信託および指数連動債券は、将来変更することがあります。

ご契約者の自己責任について

- 特別勘定の資産運用成果はご契約者に帰属しますが、一方で株価の下落や為替の変動等による運用リスクもご契約者が相応に負うことになります。運用の結果、解約返戻金等が払込保険料の合計額を下回ることもあります。変額保険Ⅰ型（有期型）では、資産運用の結果が、積立金の合計額、解約返戻金額、死亡保険金額、高度障害保険金額および満期保険金額に反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することになります。
- 変額保険Ⅰ型（有期型）においては、ご契約者にお払い込みいただいた保険料は、1または2以上の特別勘定で運用されます。特別勘定は、それぞれ「収益性」や「安全性」が異なり、ご契約者は、ニーズに応じてそれらの特別勘定をご自由に組み合わせることができます。この場合の繰入割合の指定、変更およびスイッチングの請求は、ご契約者が特別勘定の特徴を十分に理解したうえで、ご契約者の判断と責任において行なってください。

この「特別勘定のしおり 追補版」に記載されている特別勘定および特別勘定群について

- 変額保険Ⅰ型（有期型）では、1または2以上の特別勘定をグループ化した特別勘定群を販売窓口ごとに設定することがあります。ご契約者は、お申し込みの際に特別勘定群を指定するものとし、指定された特別勘定群に含まれない特別勘定については、保険料の繰り入れや積立金の移転（スイッチング）等をすることはできません。
- この「特別勘定のしおり 追補版」には、お手元の「未来ステップ（変額保険Ⅰ型（有期型）） 特別勘定のしおり」の追補内容および特別勘定群「B6型」に新設された特別勘定に関する情報を記載しています。この「特別勘定のしおり 追補版」に記載されていない内容は、お手元の「未来ステップ（変額保険Ⅰ型（有期型）） 特別勘定のしおり」をご確認ください。

この「特別勘定のしおり 追補版」に記載されている情報について

- 特別勘定には、「資産の運用対象が受益証券又は投資証券」である特別勘定と「資産の運用を保険会社が行なっている」特別勘定があります。特別勘定群「B6型」に含まれる特別勘定は、「資産の運用対象が受益証券又は投資証券」である特別勘定です。この「特別勘定のしおり 追補版」に記載している特別勘定の情報は、関係法令に定める「資産の運用対象が受益証券又は投資証券の場合」に基づき開示しています。
各特別勘定が投資している投資信託または指数連動債券に関して記載されている情報は、投資信託の運用会社または指数連動債券の販売会社により開示される情報をマニュライフ生命が提供するものであり、開示内容についてマニュライフ生命は一切責任を負いません。
- この「特別勘定のしおり 追補版」に記載されている運用状況、財務諸表ならびに投資信託および指数連動債券の現況に関する内容は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。
- この「特別勘定のしおり 追補版」とお手元の「未来ステップ（変額保険Ⅰ型（有期型）） 特別勘定のしおり」の内容に相違がある場合は、この「特別勘定のしおり 追補版」の記載内容が優先されます。

特別勘定の運用方針・運用関係費

変額保険Ⅰ型（有期型）のための特別勘定群（B6型）に新設された特別勘定

つぎの特別勘定を選択（指定・変更・スイッチング）することができます。

特別勘定名	特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託 または指数連動債券		主な投資対象と なる投資信託の 運用会社または 指数連動債券の 発行体	運用関係費
世界株式アク ティブⅠ型	主として投資信託証券への投資を行ない、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。	グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）	投資信託	日興アセット マネジメント 株式会社	年率0.61% （税抜）*1
外国株式イン デックスⅠ型	主として世界の主要国の株式市場の動きと連動する投資成果を目指す投資信託への投資を行ない、特別勘定資産の成長を目指します。	マニユライフ・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）		マニユライフ・アセット・ マネジメント 株式会社	年率0.25% （税抜）*1
米国債券型	主として外国投資信託への投資を通じて、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。	マニユライフ・米国投資適格債券戦略ファンド（適格機関投資家専用）			年率0.53%程度 （税抜）*1*2
世界バランス Ⅱ型	主として日本を含む世界の債券、株式、商品、為替取引等、複数の構成要素へ投資配分を行なうポートフォリオのリターンとして算出される参照指数に連動する債券に主に投資し、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。	ダイナミックベータ戦略円建連動債券（適格機関投資家専用）	指数連動 債券	BNP パリ バ・イシュアン スB.V.	年率0.85%*3 （消費税対象外）

*1 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して（信託報酬）

*2 主な投資対象である外国投資信託の運用残高等により費用が変動することがあるため固定費用として表示することができません。

*3 特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額に対して（管理費用）

※運用関係費として前ページの表に記載した費用のほか、つぎの費用がかかります。これらの費用は、特別勘定がその保有資産から負担するため、投資信託の基準価格または債券の価格に反映することとなります。したがって、お客様にはこれらの費用を間接的にご負担いただくことになります。

●特別勘定の投資対象が投資信託の場合、上記の信託報酬のほかに、運用関係費として信託報酬以外にかかる費用（信託事務の処理に要する諸費用ならびに信託財産に係る監査報酬など）および消費税がかかります。

●特別勘定の投資対象が指数連動債券の場合、上記の管理費用のほかに、金融派生商品の取引にかかる費用として、参照指数の構成要素に配分する際に必要となる取引費用など（実質的に有価証券などを売買・保有することに伴う費用）がかかります。

※運用関係費のうち、信託報酬および管理費用以外にかかる費用は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更される可能性があります。

◆特別勘定の運用方針および主な投資対象となる投資信託または指数連動債券は、今後変更することがあります。

◆特別勘定には、死亡保険金、高度障害保険金、満期保険金および解約返戻金の支払い等の異動に備え、一定の現預金等を保有します。

特別勘定のしおり

世界株式アクティブ I 型

- 主な投資対象となる投資信託
グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）
- 運用会社
日興アセットマネジメント株式会社

資産の運用に関する極めて重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する極めて重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）

以下、上記を「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

主として、世界の株式を投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

商品分類		
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	あり ()	
	年2回	日本		
	年4回			
	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()			年6回 (隔月)
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
	日々	中南米		
	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券 (株式、一般))		エマージング		なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（株式 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「株式」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

※信託金の上限は1兆円とします。

3 特 色



世界の株式を投資対象として厳選投資を行ないます。



**日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドが
実質的な運用を担当します。**

当ファンドの特徴

世界の中から魅力のある銘柄に厳選投資

当ファンドでは、過度な分散投資は運用効率を低下させるという考えのもと、厳選した銘柄に投資を行なうことにより、より高いパフォーマンスの実現をめざします。銘柄選択にあたっては、特定の指数はもちろん、投資スタイル（グロースやバリュー）、国・セクターなどにもとらわれることはありません。

運用チームの特徴

グローバル株式運用チームの拠点はエジンバラ

グローバル株式運用チームは、投資信託の発祥の地でもあるエジンバラ（スコットランドの中心地）に拠点を置いています。なお、同チームは、ロンドンを本拠とする日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド*に属します。

*日興アセットマネジメント株式会社が100%出資する海外持株会社の傘下にあるグローバル株式・債券運用の英国拠点

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

<主な投資制限>

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

<分配方針>

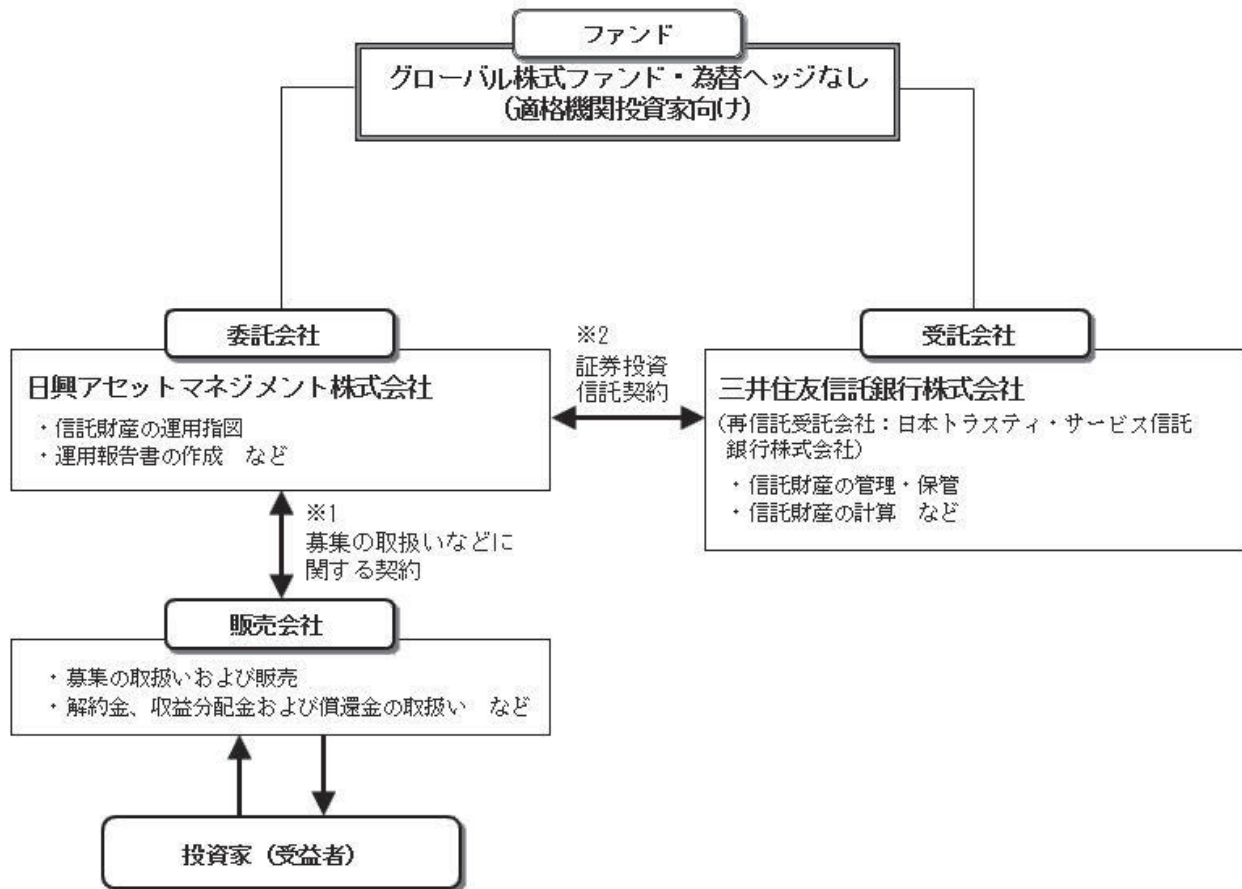
- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保障するものではありません。

4 仕組み

ファンドの仕組み



- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

- ・主として、ルクセンブルグ籍外国投資法人 日興AMグローバル・エクイティー・ファンド クラスP 円建投資証券および国内公社債に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
- ・上に掲げる投資信託証券の組入比率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入比率を引き下げることがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

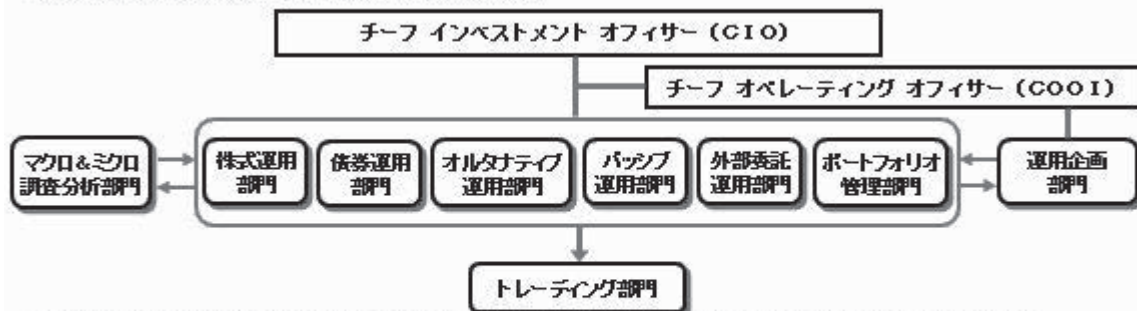
○投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の投資方針と主な投資対象

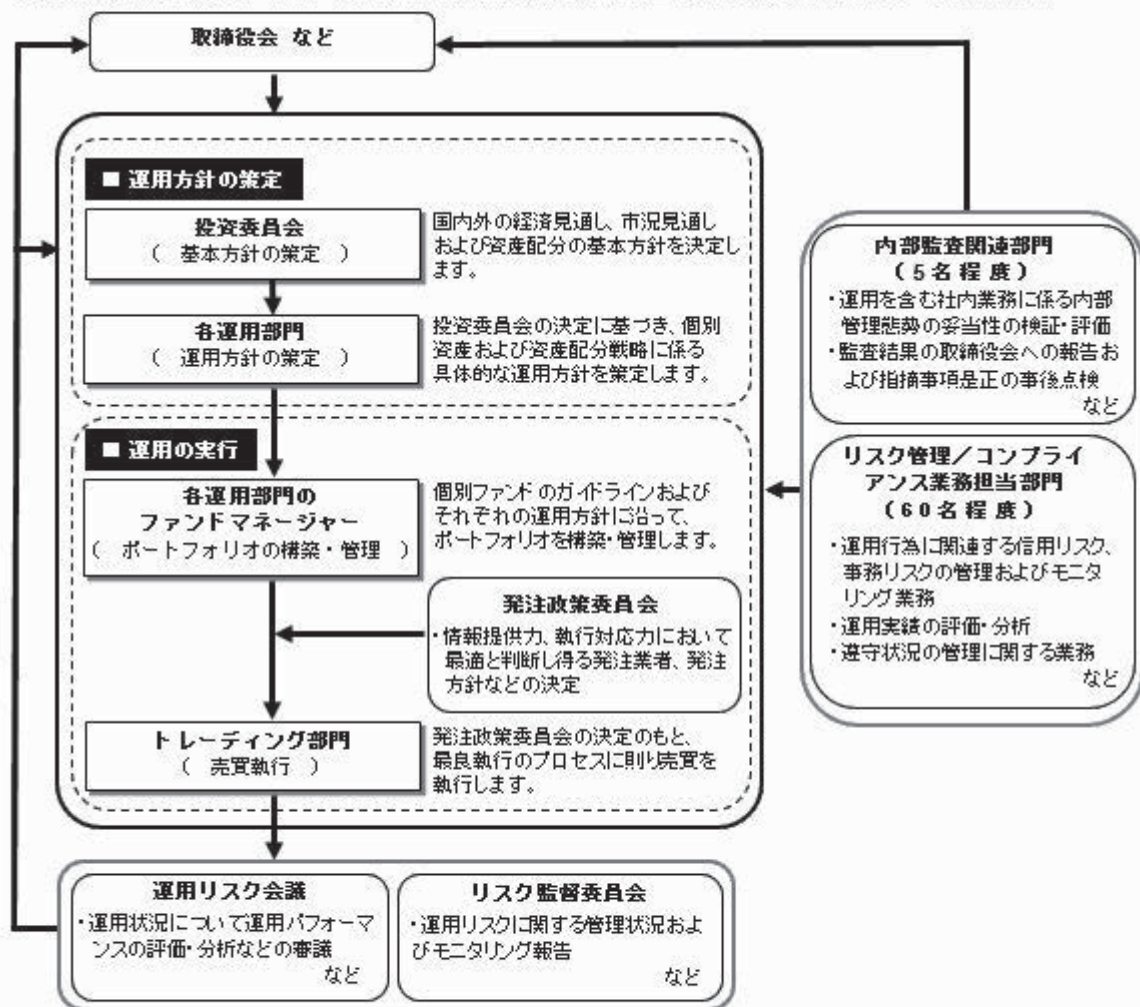
- <日興AMグローバル・エクイティー・ファンド クラスP>（ルクセンブルグ籍外国投資法人）
- ・先進国および新興国の株式を主要投資対象とします。
 - ・運用にあたっては、ボトムアップの企業分析とトップダウンのマクロ見通しを融合して、ポートフォリオを構築します。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

※上記の運用体制は、2019年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ・ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

○投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の主な投資制限

<日興AMグローバル・エクイティ・ファンド クラスP>（ルクセンブルグ籍外国投資法人）

- ・ 純資産の5%を超えて UCITS やその他 UCIs（ETF を除きます。）への投資は行ないません。
- ・ 原則として、同一発行体が発行する有価証券の組入れは、純資産総額の10%以内とします。
- ・ 借入れ額は、純資産総額の10%以内とします。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元金は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

- ・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限さ

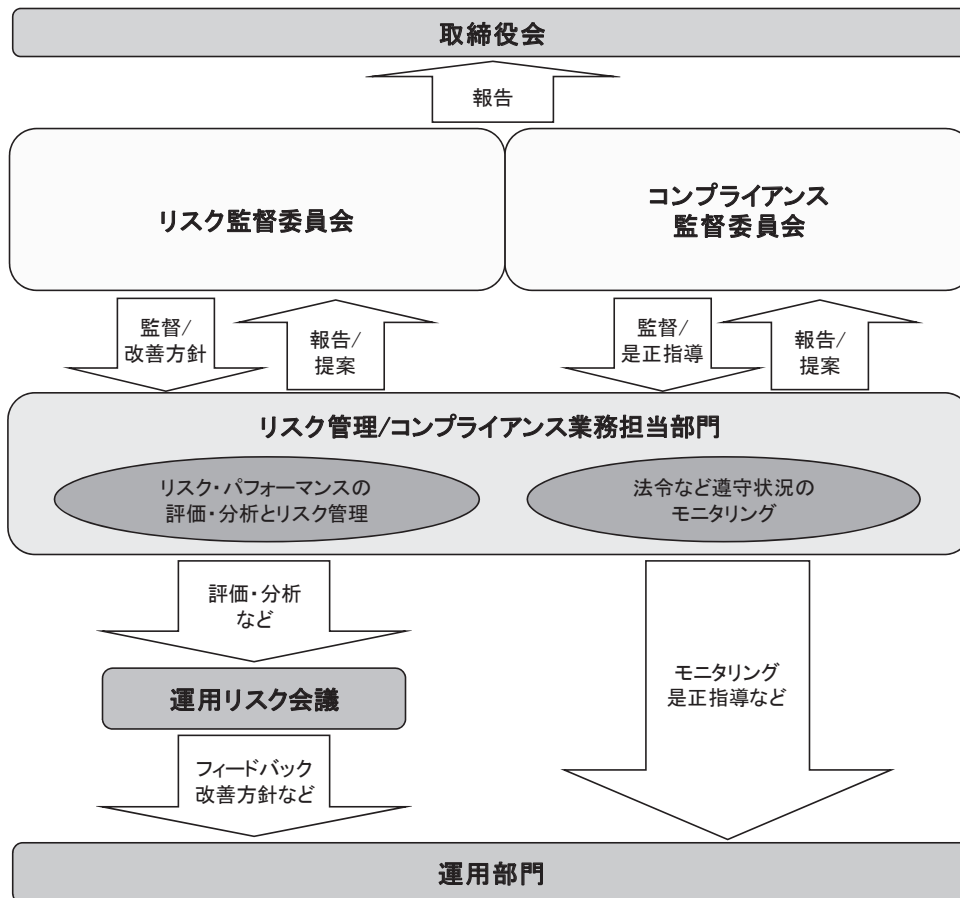
れることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・ 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

前記投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

【リスク管理体制】



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記のリスク管理体制は、2019年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第22条、第23条および第24条に定めるものに限りま
 - す。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- ② 主としてルクセンブルグ籍外国投資法人 日興AMグローバル・エクイティ・ファンド クラスP 円建投資証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) コマーシャル・ペーパー
 - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証券で、1)～8)の証券または証券の性質を有するもの
 - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下12)において同じ。）で12)に定めるものの以外のもの
 - 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 金利先渡取引
 - 5) 為替先渡取引
 - 6) 有価証券の貸付
 - 7) 公社債の空売
 - 8) 公社債の借入
 - 9) 外国為替予約取引
 - 10) 資金の借入

2 グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）の投資制限

＜約款に定める投資制限＞

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商

- 品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

4. 運用状況

1 投資状況

当ファンドの運用は、2019年6月28日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

2 投資資産

当ファンドの運用は、2019年6月28日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

3 運用実績

当ファンドの運用は、2019年6月28日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

Ⅱ．財務ハイライト情報

当ファンドの第1期計算期間に関する財務諸表は、2020年3月16日の第1期計算期間終了後、3ヵ月以内に作成される予定です。

Ⅲ．「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」に記載されています。

「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目は以下の通りです。

- Ⅰ． 投資信託（ファンド）の沿革
- Ⅱ． 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （１） 貸借対照表
 - （２） 損益及び剰余金計算書
 - （３） 注記表
 - （４） 附属明細表
 - 2. ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- Ⅲ． 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の沿革

2019 年 6 月 28 日 ファンドの信託契約締結、運用開始

II. 投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表

当ファンドの第 1 期計算期間に関する財務諸表は、2020 年 3 月 16 日の第 1 期計算期間終了後、3 ヶ月以内に作成される予定です。

2. ファンドの現況

当ファンドの運用は、2019 年 6 月 28 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

III. 設定及び解約の実績

当ファンドの運用は、2019 年 6 月 28 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

外国株式インデックス I 型

- 主な投資対象となる投資信託
マニユライフ・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）
- 運用会社
マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社

資産の運用に関する極めて重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する極めて重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

マニュアル・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）

以下、上記を「ファンド」といいます。

2 目的及び基本的性格

マニュアル・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI インデックス（税引前配当金再投資・円ベース・円ヘッジ）※に連動する投資成果をめざして運用を行います。

当ファンドの分類は、追加型投信／海外／株式／インデックス型 に属します。

信託金の上限は 5,000 億円とします。

※MSCI-KOKUSAI インデックスとは、MSCI インクが算出する、日本を除く世界主要国の株式市場の動きを示す指数（インデックス）です。MSCI-KOKUSAI インデックスに関する著作権およびその他知的所有権は、MSCI インクに帰属します。MSCI インクは、指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI インクは、当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI インクは、情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI BARRA の許諾なしにデータの複製・頒布・使用等することは禁じられております。

以下は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券 不動産投信 その他資産	特殊型
	内外	資産複合	

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	日経 225
一般 大型株 中小型株	年 2 回	日本 北米 欧州			
債券	年 4 回	アジア オセアニア	ファンド・ オブ・ファンズ	なし	TOPIX
一般 公債 社債 その他債券	年 6 回 (隔月)	中南米 アフリカ			その他 (MSCI-KOKUSAI インデックス、税 引前配当金再投 資、円ベース、円 ヘッジ)
不動産投信	年 12 回 (毎月)	中近東 (中東) エマージング			
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	日々				
資産複合	その他				
資産配分固定型 資産配分変型					

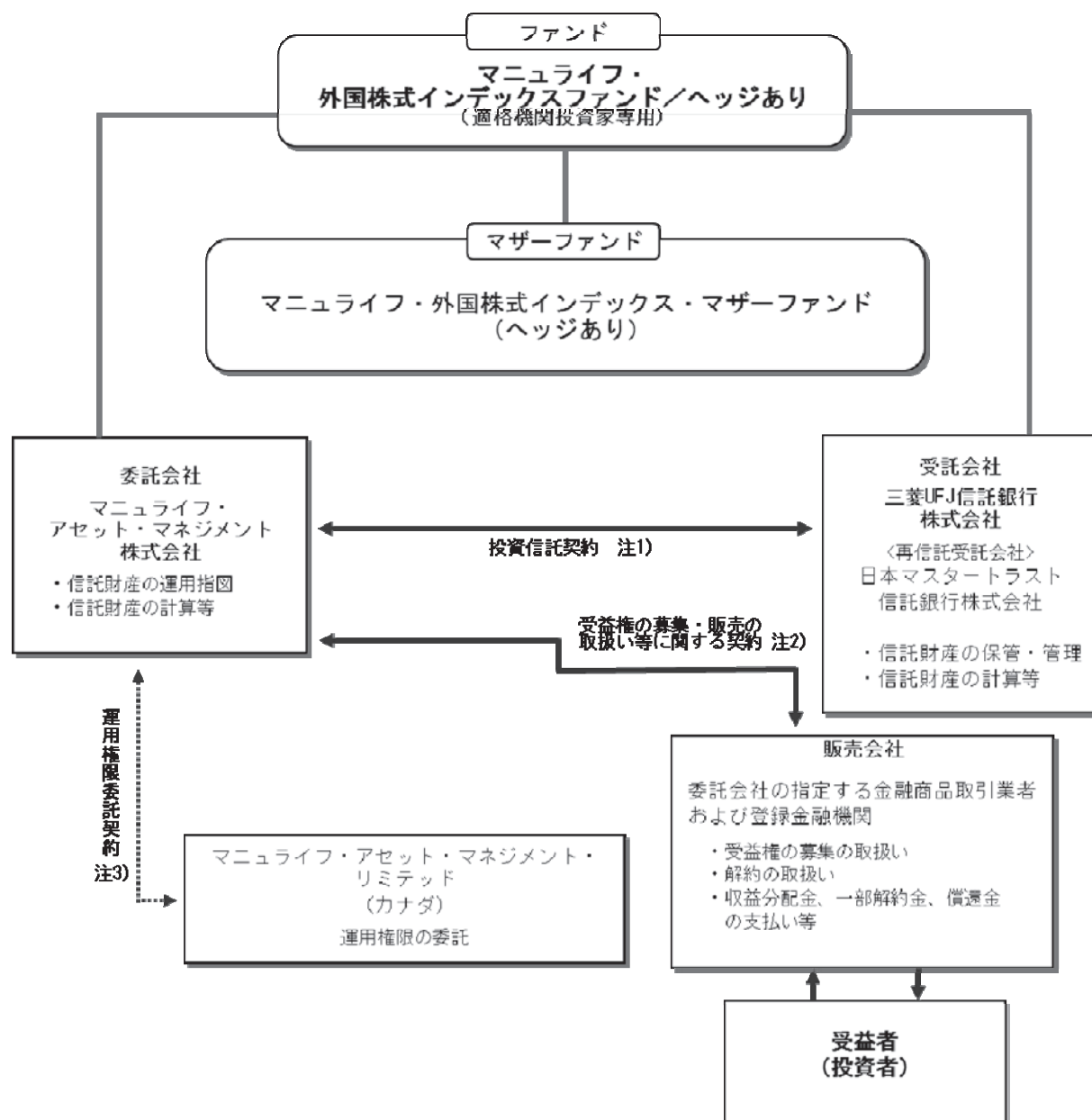
* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

* 当ファンドはファミリー・ファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式一般））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

* 商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

3 仕組み

◆ ファンドの仕組み



<関係法人と締結している契約の概要>

- 注1) 投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。
- 注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。
- 注3) 投資顧問会社に対して行うマザーファンド運用に関わる権限の委託についてのルールを規定したもの。運用権限の委託を行う投資資産、委託の内容、報酬等の内容が規定事項です。運用権限の委託を行う者は、委託会社と同様、マニユライフ・ファイナンシャル・グループに属し、投資運用業務を行っています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

- ① マザーファンドを通じて主として MSCI-KOKUSAI インデックスに採用されている株式等に投資し、同インデックス（税引前配当金再投資・円ベース・円ヘッジ）と連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンドの運用については、委託会社の関連会社である投資運用業者、マニュアル・アセット・マネジメント・リミテッド（カナダ）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

○投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】

マザーファンドの投資方針と主な投資対象

マニュアル・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目標に、MSCI-KOKUSAI インデックス（税引前配当金再投資・円ヘッジ・円ベース）※に連動する投資成果をめざして運用を行います。

MSCI-KOKUSAI インデックスに採用されている株式を主要投資対象とします。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動および運用の効率化に資するため、株価指数先物取引等を利用し、組入比率の調整を行うことがあります。その場合、当該組入比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

組入外貨建資産に対して、為替変動リスクを回避するため、外国為替予約取引を利用し、原則として為替フルヘッジを行います。ただし、対象インデックスとの連動に資するため、当該取引によるヘッジ比率の調整を行うことがあります。その場合、当該ヘッジ比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

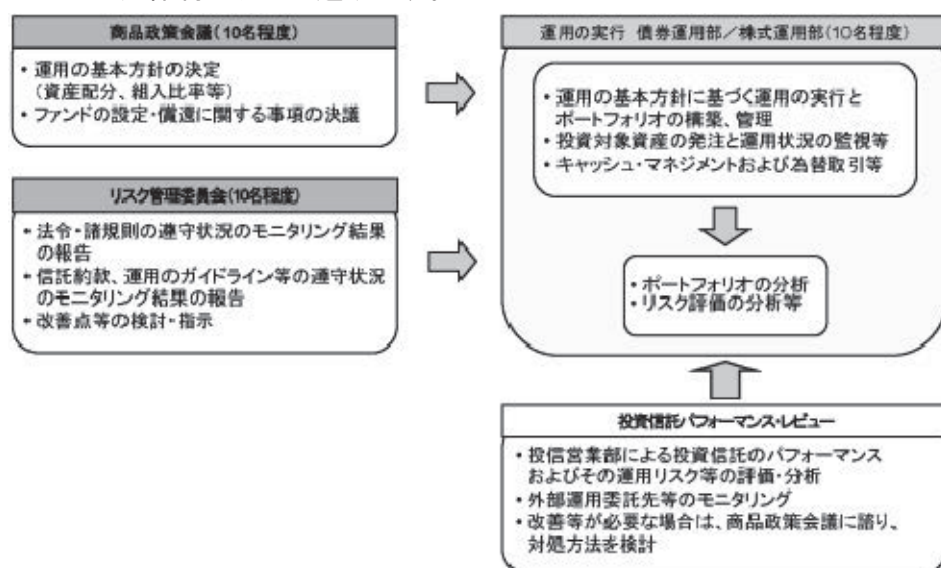
委託会社の関連会社である投資運用業者、マニュアル・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※MSCI-KOKUSAI インデックスとは、MSCI インクが算出する、日本を除く世界主要国の株式市場の動きを示す指数（インデックス）です。MSCI-KOKUSAI インデックスに関する著作権およびその他知的所有権は、MSCI インクに帰属します。MSCI インクは、指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI インクは、当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI インクは、情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI BARRA の許諾なしにデータの複製・頒布・使用等することは禁じられています。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



商品政策会議	投信営業部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

◆ 運用体制に関する社内規則等

1. 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
2. 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆ ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
2. 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

上記体制は 2018 年 11 月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等の直接利用は行いません。
- ④ 信用取引、空売り、有価証券の貸付および借入れは行いません。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

マニユライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

- ① 株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（REIT＝不動産投資信託を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑦ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元金は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

- ・ 当ファンド（マザーファンドを含みます。）は、主に有価証券等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なり、投資元金は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。
- ・ お申込みの際は、当ファンドのリスクをご認識・ご検討のうえ、慎重にご判断いただく必要があります。

当ファンド（マザーファンドを含みます）が有する主なリスクは以下の通りです。

① 価額変動リスク

- ・ 一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ ファンドは MSCI-KOKUSAI インデックス（税引前配当金再投資・円ヘッジ・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用することから、株式投資に係る価格変動リスクの影響を受け、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

② 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 信用リスク

- ・ 一般に投資した発行体の財務・財政等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）や元利金に支払い遅延等が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

当ファンドは原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替ヘッジを行う場合、円金利が当該外貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

⑤ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、組入れた有価証券の価格が予想外に下落し、方針に沿った運用が困難となることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑥ デリバティブの利用に伴うリスク

ファンドは、指数先物取引等デリバティブと呼ばれる金融派生商品を定められた範囲で利用することがあります。デリバティブの価値は、基礎となる株式、債券等の原資産価値に依存し、またそれらによって変動します。

なお、その価値は、種類によっては基礎となる原資産の価値以上に変動することもあります。また、取引市場の状況によっては、取引所等の値幅制限等により予定通り反対売買できなかったり、取引相手の倒産等で反対売買ができなくなったり、理論価値より大幅に不利な条件でしか、反対売買ができなくなるリスクがあり、損失を被ることがあります。したがって、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

⑦ 外国為替予約取引の利用に伴うリスク

外国為替予約とは、将来あらかじめ定められた条件（取引対象通貨、時期、金額、為替レート等）で外貨の売買を行う契約のことをいいます。一般的に為替変動リスクの回避のために利用されます。ファンドにおいて、売り予約（外貨を売る契約）を行った場合、当該外貨の為替レートが円高方向に変動すれば収益が発生し、円安方向に変動すれば損失が発生します。（仮に買予約を行っている場合は、逆の結果となります。）

為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあり、その場合基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意事項>

① インデックスへの連動性に関する事項

ファンドが組入れるマザーファンドは、対象インデックスの動きに連動させることを目指して運用を行うことを基本としますが、主として次の事由からファンドの基準価額の動きと、当該インデックスの動きに乖離が生じて、完全に連動するものではありません。

- ・ インデックスの構成銘柄のすべてを、ファンドにおいて、インデックスの算出通りに組入れられないことがあること
- ・ ファンドにおける信託報酬、売買委託手数料等の費用負担の影響
- ・ ファンドにおける売買約定価格と基準価額計算に使用する評価時価の相違
- ・ インデックス算出に使用する時価と基準価額計算における時価の相違
- ・ インデックス算出に使用する為替レートと基準価額計算における為替レートの相違
- ・ 円ヘッジのインデックス算出に用いられるヘッジ・コストと実際のファンドにおけるヘッジ・コストとの相違
- ・ 株価指数先物・債券先物等を利用した場合、当該先物等の時価の動きとインデックスの動きの乖離
- ・ インデックスの構成銘柄の入れ替えおよびその算出方法の変更による影響等

② システムリスク・市場リスク等に関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

③ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度の大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

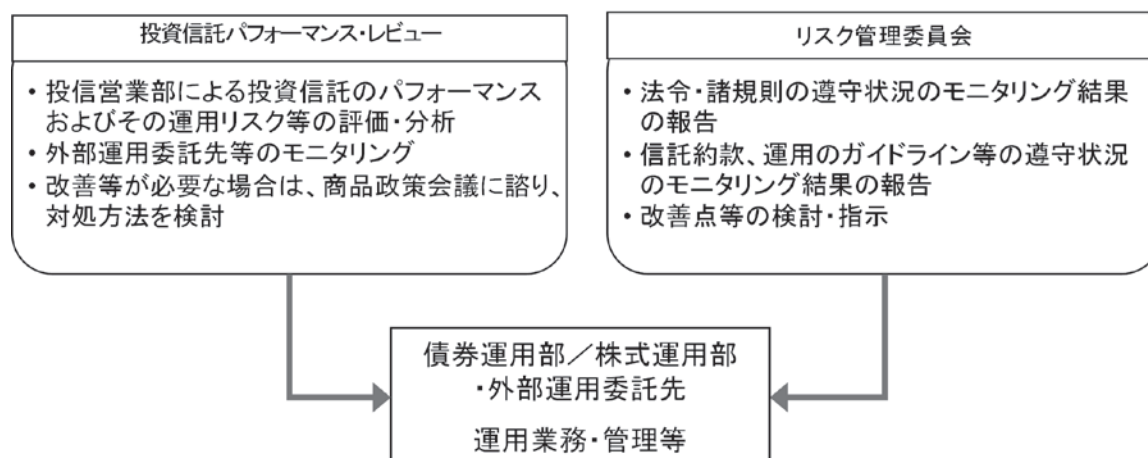
④ 法令・税制・会計方針等の変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針等は、今後変更される場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんので、ご留意ください。

前記投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

◆ リスク管理関連の会議



リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。
----------	--

※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、オペレーション部長、コンプライアンス部長、法務部長、投信営業部長、人事・総務部長および経理部長により構成されています。

上記体制は 2018 年 11 月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 マニユライフ・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、外国為替予約取引に限りません。）
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イおよびハに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、主としてマニユライフ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「マニユライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益権ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証券書で、前号の証券または証券の性質を有するもの
- ③ 金融商品の指図範囲
上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 外国の者に対する権利で、前号の権利の性質を有するもの
- ④ その他の投資対象の指図範囲
この信託において約款に定める投資対象とするその他のものは、次に掲げるものとします。
- ・ 外国為替予約取引

2 マニユライフ・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の投資制限

<約款に定める投資制限>

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等の直接利用は行いません。
- ④ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 外国為替予約取引の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 - 2) 上記1)の予約取引の指図は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産の属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を超えないものとします。
 - 3) 上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その越える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑦ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限される場合があります。
- ⑧ 資金の借入れ
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡りまでの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<法令上の投資制限>

1. デリバティブ取引において、金融商品の価格や金利変動その他の理由により、発生し得るリスクに対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる取引は行いません。（金融商品取引法）
2. ある企業の発行する株式について、委託会社が運用する投資信託全体で、その企業の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託および投資法人に関する法律）

3 マザーファンドの投資制限

マニュアル・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

<約款上の投資制限>

- ① 株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（REIT＝不動産投資信託を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産における運用成果の目標である MSCI-KOKUSAI インデックス（税引前配当金再投資・円ベース・円ヘッジ）との連動および運用の効率化に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものを言います。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものを言います。以下同じ。）、および有価証券オプション取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものを言います。以下同じ。）ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 1. 先物取引の買建て又は売建ておよびコール・オプション又はプット・オプションの売り付けの指図は、それらの取引の建て玉合計額が信託財産の純資産総額の範囲を超えないものとします。
 2. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲とします。
 - 2) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、当該先物取引およびオプション取引の指図に係る建て玉範囲は、上記 1) 1. および 2. に準ずるものとします。
- ⑥ スワップ取引の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ニおよび第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものを言います。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として別に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額

が減少して、スワップ取引に係る想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。
- ⑧ 有価証券の貸付の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
 - 2) 上記 1) 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑨ 外国為替予約取引の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産における為替リスクの回避および MSCI-KOKUSAI インデックス（税引前配当金再投資・円ベース・円ヘッジ）への連動に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができるものとします。
 - 2) 上記 1) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買い予約の合計額と売り予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額、若しくは信託財産の外貨建て資産額と⑤に係る有価証券先物取引等の建て玉額の合計額を超えないものとします。
- ⑩ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<法令上の投資制限>

マニュアル・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の<法令上の投資制限>の 1. および 2. に準じます。

4. 運用状況

以下は、2018年11月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

1 投資状況

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	9,902,845,909	100.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	△8,000,291	△0.08
合計（純資産総額）		9,894,845,618	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

マニユライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	11,123,515,024	54.63
	カナダ	623,798,512	3.06
	モーリシャス	471,584	0.00
	パナマ	12,486,552	0.06
	ユーロ（ドイツ）	590,649,696	2.90
	ユーロ（イタリア）	119,764,938	0.58
	ユーロ（フランス）	644,997,992	3.16
	ユーロ（オランダ）	300,691,374	1.47
	ユーロ（スペイン）	194,792,106	0.95
	ユーロ（ベルギー）	63,286,959	0.31
	ユーロ（オーストリア）	14,986,962	0.07
	ユーロ（ルクセンブルク）	19,204,878	0.09
	ユーロ（フィンランド）	76,835,253	0.37
	ユーロ（アイルランド）	276,510,913	1.35
	ユーロ（ギリシャ）	5,502,125	0.02
	ユーロ（ポルトガル）	9,640,094	0.04
	イギリス	1,065,520,190	5.23
	スイス	598,148,480	2.93
	スウェーデン	153,139,541	0.75
	ノルウェー	47,543,769	0.23
	デンマーク	108,807,294	0.53
	ケイマン	43,627,074	0.21
	リベリア	9,094,659	0.04
	オーストラリア	438,127,804	2.15
	バミューダ	73,448,728	0.36
	ニュージーランド	14,214,031	0.06

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
	パプアニューギニア	3,519,339	0.01
	香港	165,585,501	0.81
	シンガポール	84,983,694	0.41
	イスラエル	34,084,328	0.16
	キュラソー	30,556,938	0.15
	ジャージー	83,176,176	0.40
	英ヴァージン諸島	3,026,721	0.01
	マン島	2,528,220	0.01
	小計	17,036,267,449	83.66
投資証券	カナダ	4,066,971	0.01
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	3,321,129,706	16.31
合計（純資産総額）		20,361,464,126	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （%）
日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・ 外国株式インデックス・ マザーファンド （ヘッジあり）	3,105,313,863	3.2181	9,993,210,543	3.1890	9,902,845,909	100.08

b. 全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.08
合 計	100.08

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

マニュライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

①投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位 30 銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェア および機器	20,822	18,991.47	395,440,470	20,373.53	424,217,819	2.08
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	30,921	10,305.34	318,651,585	12,503.25	386,613,281	1.89
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	1,747	164,650.64	287,644,674	189,899.98	331,755,279	1.62
4	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	11,363	14,713.65	167,191,261	16,549.59	188,053,099	0.92
5	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	14,424	13,052.45	188,268,598	12,488.50	180,134,242	0.88
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1,330	121,643.24	161,785,514	123,489.40	164,240,903	0.80
7	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	17,931	8,674.78	155,547,507	8,970.93	160,857,893	0.79
8	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	メディア・娯楽	10,161	20,368.99	206,969,406	15,736.01	159,893,695	0.78
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	1,265	121,719.26	153,974,876	124,201.99	157,115,521	0.77
10	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	5,419	22,738.25	123,218,595	24,702.41	133,862,409	0.65
11	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・ サービス	4,072	25,959.66	105,707,762	32,060.94	130,552,182	0.64
12	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	40,814	3,631.04	148,197,267	3,181.69	129,857,855	0.63
13	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	24,787	3,993.00	98,974,721	5,164.01	128,000,556	0.62
14	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・ タバコ	13,184	8,805.60	116,093,150	9,704.28	127,941,228	0.62
15	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	19,614	6,757.13	132,534,514	6,131.91	120,271,455	0.59
16	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア ・サービス	7,568	13,710.58	103,761,671	15,783.67	119,450,868	0.58
17	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	17,503	5,614.49	98,270,517	6,745.79	118,071,589	0.57
18	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・ パーソナル用品	10,655	9,154.75	97,543,964	10,532.28	112,221,501	0.55
19	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	8,093	12,891.32	104,329,507	13,485.90	109,141,466	0.53
20	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ ハードウェア および機器	19,928	4,775.95	95,175,178	5,371.66	107,046,636	0.52
21	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・ 半導体製造装置	19,743	5,149.26	101,662,010	5,412.51	106,859,363	0.52

マニュライフ・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
22	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	30,766	3,988.47	122,709,284	3,468.77	106,720,421	0.52
23	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	11,398	6,228.36	70,990,942	8,840.44	100,763,423	0.49
24	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	4,886	20,956.77	102,394,799	19,932.14	97,388,437	0.47
25	アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・ タバコ	17,127	5,002.89	85,684,537	5,557.76	95,187,766	0.46
26	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	9,187	9,035.68	83,010,857	10,292.00	94,552,641	0.46
27	アメリカ	株式	BOEING CO	資本財	2,345	39,130.12	91,760,154	38,870.28	91,150,814	0.44
28	アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	ソフトウェア ・サービス	3,929	19,575.84	76,913,493	22,315.01	87,675,675	0.43
29	アメリカ	株式	COMCAST CORP-CL A	メディア・娯楽	19,459	4,474.12	87,061,942	4,472.98	87,039,862	0.42
30	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	2,977	25,354.13	75,479,274	28,953.37	86,194,212	0.42

b. 全銘柄の種類／業種別投資比率

国内／外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	エネルギー	5.47
		素材	3.68
		資本財	5.80
		商業・専門サービス	0.89
		運輸	1.73
		自動車・自動車部品	1.04
		耐久消費財・アパレル	1.44
		消費者サービス	1.60
		メディア・娯楽	4.39
		小売	4.03
		食品・生活必需品小売り	1.48
		食品・飲料・タバコ	4.28
		家庭用品・パーソナル用品	1.50
		ヘルスケア機器・サービス	3.99
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.39
		銀行	7.30
		各種金融	3.72
		保険	3.23
		不動産	2.40
		ソフトウェア・サービス	6.86
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.27
		電気通信サービス	2.18
		公益事業	2.75
		半導体・半導体製造装置	2.14
—	投資証券	—	0.01
	合計		83.68

- ② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所/ 地域	資産の名称/ 通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	シカゴ商業取引 所/アメリカ	S&P 500/ 米ドル	買建	29	20,719,828.28	2,351,078,915	19,895,450	2,257,536,710	11.08
	モントリオール 取引所/カナダ	S&P/TSX 60/ カナダドル	買建	8	1,501,273.83	128,238,811	1,460,640	124,767,868	0.61
	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所/ドイツ	EURO STOXX50/ ユーロ	買建	100	3,296,053.75	425,817,184	3,172,000	409,790,678	2.01
	シドニー先物取 引所/オースト ラリア	SPI 200 /オーストラリ アドル	買建	11	1,680,357.5	139,604,102	1,580,150	131,278,862	0.64
	ロンドン国際金 融先物オブショ ン取引所/イギ リス	FTSE 100 IDX/ 英ポンド	買建	24	1,734,901.52	251,578,070	1,693,920	245,635,338	1.20

マニユライフ・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）

資産の種類	取引所/ 地域	資産の名称/ 通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
	ユーレックス・ チューリッヒ取 引所/スイス	SWISS MKT IX/ スイスフラン	買建	12	1,073,541.3	122,276,355	1,078,440	122,834,316	0.60
	香港先物取引所 /香港	HANG SENG/ 香港ドル	買建	4	5,334,400	77,402,144	5,293,400	76,807,233	0.37

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約 取引	米ドル	買建	104,306.77	11,885,272	11,831,514	0.05
	米ドル	売建	108,201,000.00	12,183,162,097	12,271,075,410	△60.26
	カナダドル	売建	7,661,770.41	657,331,158	654,238,652	△3.21
	ユーロ	売建	16,674,809.36	2,133,388,915	2,154,051,873	△10.57
	英ポンド	売建	8,685,392.64	1,251,730,158	1,259,122,878	△6.18
	スイスフラン	売建	5,607,000.00	629,629,362	638,637,300	△3.13
	スウェーデンクローナ	売建	26,421,000.00	326,460,887	330,526,710	△1.62
	オーストラリアドル	売建	7,063,000.00	563,942,007	586,511,520	△2.88

(注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

3 運用実績

① 純資産の推移

2018年11月30日及び同日1年以内における各月末ならびに各計算期末の純資産の推移は以下の通りです。

	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(2010年2月22日)	27,806,943,468	27,806,943,468	1.4001	1.4001
第2期	(2011年2月21日)	28,652,613,059	28,652,613,059	1.6757	1.6757
第3期	(2012年2月20日)	25,621,312,208	25,621,312,208	1.6371	1.6371
第4期	(2013年2月20日)	24,970,146,611	24,970,146,611	1.8721	1.8721
第5期	(2014年2月20日)	24,638,825,284	24,638,825,284	2.2222	2.2222
第6期	(2015年2月20日)	20,780,366,415	20,780,366,415	2.5322	2.5322
第7期	(2016年2月22日)	15,345,006,805	15,345,006,805	2.2906	2.2906
第8期	(2017年2月20日)	14,732,271,098	14,732,271,098	2.7989	2.7989
第9期	(2018年2月20日)	11,963,343,801	11,963,343,801	3.1435	3.1435
	2017年11月末日	12,792,841,311	—	3.0929	—
	2017年12月末日	12,563,788,610	—	3.1456	—
	2018年 1月末日	12,481,926,946	—	3.2523	—
	2018年 2月末日	11,988,331,744	—	3.1654	—
	2018年 3月末日	11,328,268,534	—	3.0582	—
	2018年 4月末日	11,400,416,132	—	3.1185	—
	2018年 5月末日	11,228,903,075	—	3.1708	—
	2018年 6月末日	10,920,023,950	—	3.1531	—
	2018年 7月末日	10,930,260,749	—	3.2467	—
	2018年 8月末日	10,838,858,909	—	3.3148	—
	2018年 9月末日	10,676,540,274	—	3.3117	—
	2018年10月末日	9,791,340,839	—	3.0540	—
	2018年11月末日	9,894,845,618	—	3.1080	—

② 分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 2009年2月13日 至 2010年2月22日	0.0000
第2期	自 2010年2月23日 至 2011年2月21日	0.0000
第3期	自 2011年2月22日 至 2012年2月20日	0.0000
第4期	自 2012年2月21日 至 2013年2月20日	0.0000
第5期	自 2013年2月21日 至 2014年2月20日	0.0000
第6期	自 2014年2月21日 至 2015年2月20日	0.0000
第7期	自 2015年2月21日 至 2016年2月22日	0.0000
第8期	自 2016年2月23日 至 2017年2月20日	0.0000
第9期	自 2017年2月21日 至 2018年2月20日	0.0000

③ 収益率の推移

	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2009年2月13日 至 2010年2月22日	40.0
第2期	自 2010年2月23日 至 2011年2月21日	19.7
第3期	自 2011年2月22日 至 2012年2月20日	△2.3
第4期	自 2012年2月21日 至 2013年2月20日	14.4
第5期	自 2013年2月21日 至 2014年2月20日	18.7
第6期	自 2014年2月21日 至 2015年2月20日	14.0
第7期	自 2015年2月21日 至 2016年2月22日	△9.5
第8期	自 2016年2月23日 至 2017年2月20日	22.2
第9期	自 2017年2月21日 至 2018年2月20日	12.3
第10期中	自 2018年2月21日 至 2018年8月20日	3.9

Ⅱ. 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、当社の委嘱に基づき、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査に準じて、第9期計算期間（2017年2月21日から2018年2月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」の直前に添付しております。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	第8期 (2017年2月20日現在)	第9期 (2018年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	14,732,271,098	11,963,343,801
未収入金	126,626,879	19,675,727
流動資産合計	14,858,897,977	11,983,019,528
資産合計	14,858,897,977	11,983,019,528
負債の部		
流動負債		
未払解約金	105,737,221	1,950,815
未払受託者報酬	2,867,133	2,423,905
未払委託者報酬	17,612,297	14,889,623
その他未払費用	410,228	411,384
流動負債合計	126,626,879	19,675,727
負債合計	126,626,879	19,675,727
純資産の部		
元本等		
元本	5,263,637,472	3,805,796,230
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,468,633,626	8,157,547,571
（分配準備積立金）	8,822,797,296	7,675,104,771
元本等合計	14,732,271,098	11,963,343,801
純資産合計	14,732,271,098	11,963,343,801
負債純資産合計	14,858,897,977	11,983,019,528

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第8期 自 2016年2月23日 至 2017年2月20日	第9期 自 2017年2月21日 至 2018年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,174,680,255	1,610,496,449
営業収益合計	3,174,680,255	1,610,496,449
営業費用		
受託者報酬	5,879,648	5,050,005
委託者報酬	36,117,718	31,021,316
その他費用	820,456	820,520
営業費用合計	42,817,822	36,891,841
営業利益又は営業損失（△）	3,131,862,433	1,573,604,608
経常利益又は経常損失（△）	3,131,862,433	1,573,604,608
当期純利益又は当期純損失（△）	3,131,862,433	1,573,604,608
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	460,749,355	263,859,518
期首剰余金又は期首欠損金（△）	8,645,769,754	9,468,633,626
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,075,228	18,982,964
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,075,228	18,982,964
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,874,324,434	2,639,814,109
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,874,324,434	2,639,814,109
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,468,633,626	8,157,547,571

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	該当事項はありません。

Ⅲ. 「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」に記載されています。

「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目は以下の通りです。

- I. 投資信託（ファンド）の沿革
- II. 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （１） 貸借対照表
 - （２） 損益及び剰余金計算書
 - （３） 注記表
 - （４） 附属明細表
 - 2. ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- III. 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容 *（資産の運用に関する重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の沿革

2009 年 2 月 投資信託契約締結、運用開始

II. 投資信託（ファンド）の経理状況

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査に準じて、第 9 期計算期間（2017 年 2 月 21 日から 2018 年 2 月 20 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月18日

マニュアル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

奈良昌彦



当監査法人は、マニュアル・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の平成29年2月21日から平成30年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニュアル・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の平成30年2月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

マニュアル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第 8 期 (2017 年 2 月 20 日現在)	第 9 期 (2018 年 2 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	14,732,271,098	11,963,343,801
未収入金	126,626,879	19,675,727
流動資産合計	14,858,897,977	11,983,019,528
資産合計	14,858,897,977	11,983,019,528
負債の部		
流動負債		
未払解約金	105,737,221	1,950,815
未払受託者報酬	2,867,133	2,423,905
未払委託者報酬	17,612,297	14,889,623
その他未払費用	410,228	411,384
流動負債合計	126,626,879	19,675,727
負債合計	126,626,879	19,675,727
純資産の部		
元本等		
元本	5,263,637,472	3,805,796,230
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,468,633,626	8,157,547,571
（分配準備積立金）	8,822,797,296	7,675,104,771
元本等合計	14,732,271,098	11,963,343,801
純資産合計	14,732,271,098	11,963,343,801
負債純資産合計	14,858,897,977	11,983,019,528

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 8 期 自 2016 年 2 月 23 日 至 2017 年 2 月 20 日	第 9 期 自 2017 年 2 月 21 日 至 2018 年 2 月 20 日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,174,680,255	1,610,496,449
営業収益合計	3,174,680,255	1,610,496,449
営業費用		
受託者報酬	5,879,648	5,050,005
委託者報酬	36,117,718	31,021,316
その他費用	820,456	820,520
営業費用合計	42,817,822	36,891,841
営業利益又は営業損失（△）	3,131,862,433	1,573,604,608
経常利益又は経常損失（△）	3,131,862,433	1,573,604,608
当期純利益又は当期純損失（△）	3,131,862,433	1,573,604,608
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	460,749,355	263,859,518
期首剰余金又は期首欠損金（△）	8,645,769,754	9,468,633,626
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,075,228	18,982,964
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	26,075,228	18,982,964
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,874,324,434	2,639,814,109
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	1,874,324,434	2,639,814,109
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,468,633,626	8,157,547,571

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額 で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本と なる重要な事項	該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 8 期 2017 年 2 月 20 日現在	第 9 期 2018 年 2 月 20 日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	6,699,237,051 円	5,263,637,472 円
期中追加設定元本額	16,300,421 円	9,558,758 円
期中一部解約元本額	1,451,900,000 円	1,467,400,000 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	5,263,637,472 口	3,805,796,230 口
3. 計算期間末日における 1 口当たり純資産額 （計算期間末日における 1 万口当たり純資産額）	2.7989 円 27,989 円	3.1435 円 31,435 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 8 期 自 2016 年 2 月 23 日 至 2017 年 2 月 20 日	第 9 期 自 2017 年 2 月 21 日 至 2018 年 2 月 20 日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率 0.15%以内の額	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率 0.15%以内の額
2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（278,725,602 円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（900,181,344 円）、信託約款に規定される収益調整金（717,179,458 円）及び分配準備積立金（7,643,890,350 円）より分配対象収益は 9,539,976,754 円（1 万口当たり 18,124 円）であります、分配を行っておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（220,761,471 円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（1,088,983,619 円）、信託約款に規定される収益調整金（532,420,646 円）及び分配準備積立金（6,365,359,681 円）より分配対象収益は 8,207,525,417 円（1 万口当たり 21,565 円）であります、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・パフォーマンス・レビュー・ミーティング 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク・マネジメント・ミーティング 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 8 期 自 2016 年 2 月 23 日 至 2017 年 2 月 20 日	第 9 期 自 2017 年 2 月 21 日 至 2018 年 2 月 20 日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第 8 期（2017 年 2 月 20 日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,703,665,566
合 計	2,703,665,566

第 9 期（2018 年 2 月 20 日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,339,213,561
合 計	1,339,213,561

（デリバティブ取引に関する注記）

第8期（2017年2月20日現在）

該当事項はありません。

第9期（2018年2月20日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	円	マニユライフ・外国株式インデックス・マ ザーファンド（ヘッジあり）	3,716,940,223	11,963,343,801	
	合計		3,716,940,223	11,963,343,801	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. ファンドの現況

純資産額計算書（2018年11月30日現在）

種類	金額
I 資産総額	9,906,881,941 円
II 負債総額	12,036,323 円
III 純資産総額(I - II)	9,894,845,618 円
IV 発行済口数	3,183,707,578 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	3.1080 円
(1万口当たり純資産額)	(31,080 円)

【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書（2018年11月30日現在）

マニユライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

種類	金額
I 資産総額	41,619,170,997 円
II 負債総額	21,257,706,871 円
III 純資産総額(I - II)	20,361,464,126 円
IV 発行済口数	6,384,940,662 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	3.1890 円
(1万口当たり純資産額)	(31,890 円)

III. 設定及び解約の実績

	年月日	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 2009年2月13日 至 2010年2月22日	24,069,792,739	4,209,470,000	19,860,322,739
第2期	自 2010年2月23日 至 2011年2月21日	593,468,938	3,355,130,000	17,098,661,677
第3期	自 2011年2月22日 至 2012年2月20日	679,175,886	2,127,470,000	15,650,367,563
第4期	自 2012年2月21日 至 2013年2月20日	607,244,894	2,919,640,000	13,337,972,457
第5期	自 2013年2月21日 至 2014年2月20日	615,948,659	2,866,100,000	11,087,821,116
第6期	自 2014年2月21日 至 2015年2月20日	125,788,395	3,007,190,000	8,206,419,511
第7期	自 2015年2月21日 至 2016年2月22日	43,277,540	1,550,460,000	6,699,237,051
第8期	自 2016年2月23日 至 2017年2月20日	16,300,421	1,451,900,000	5,263,637,472
第9期	自 2017年2月21日 至 2018年2月20日	9,558,758	1,467,400,000	3,805,796,230
第10期 中	自 2018年2月21日 至 2018年8月20日	13,051,272	498,320,000	3,320,527,502

（注1）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（注2）第1期の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

米国債券型

- 主な投資対象となる投資信託
マニユライフ・米国投資適格債券戦略ファンド（適格機関投資家専用）
- 運用会社
マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社

資産の運用に関する極めて重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する極めて重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

マニユライフ・米国投資適格債券戦略ファンド（適格機関投資家専用）

以下、上記を「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

当ファンドは、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

当ファンドの分類は、追加型投信／海外／債券となります。

信託財産の上限は1兆円とします。

※ 追加型とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外／債券とは、投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

以下は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産
	内外	資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本		なし
不動産投信	年4回	北米 欧州 アジア	ファンド・ オブ・ファンズ	
その他資産（投資 信託証券（債券 一般））	年6回（隔月）	オセアニア 中南米		
資産複合	年12回（毎月）	アフリカ 中近東（中東）		
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	エマージング		
	その他			

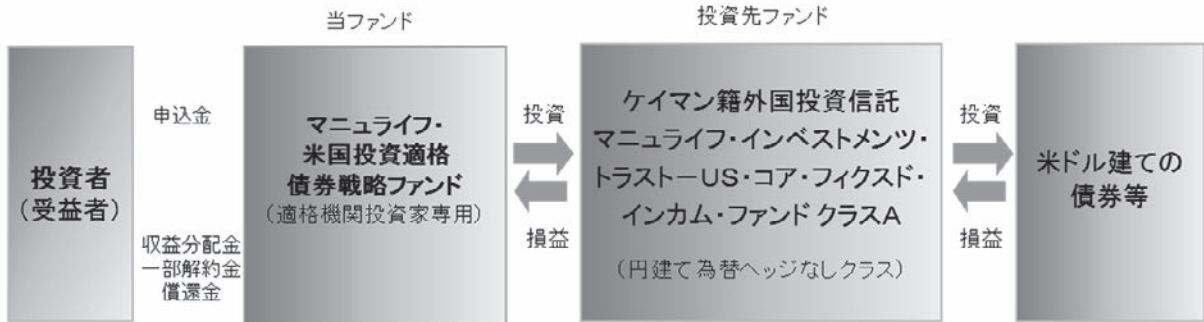
* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

* 商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

3 特 色

◆ 米国のさまざまな種類の投資適格債券等に投資を行います。

- ・ ケイマン籍外国投資信託「マニユライフ・インベストメンツ・トラストーUS・コア・フィクスト・インカム・ファンド クラスA（円建て為替ヘッジなしクラス）」への投資を通じて、主に米ドル建て債券（米国国債、社債、モーゲージ証券、資産担保证券等）に投資を行います。
- ・ 原則として、債券の格付けは、取得時において投資適格とします。



◆ 「上質なインカム」の発掘と投資環境に応じたポートフォリオの見直しにより、中長期的に安定したリターンの獲得をめざします。

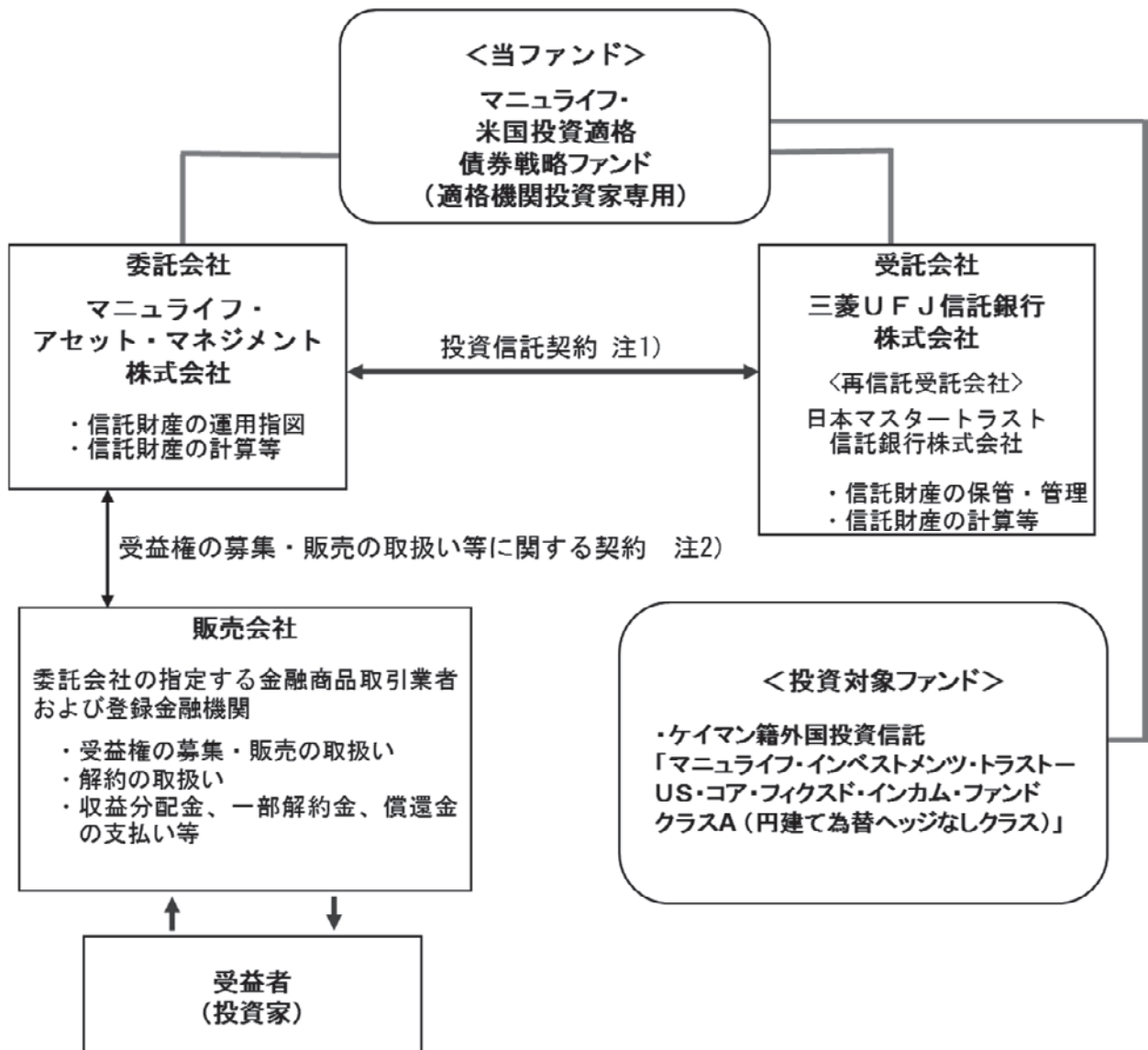
- ・ 徹底したクレジット（信用力）調査・分析により、「上質なインカム」が期待できる債券を発掘し投資を行います。
※「上質なインカム」とは利回り水準が魅力的であり、債務返済能力が高いと判断される債券からのインカム（金利収入）のことをいいます。
- ・ 景気動向や金利情勢等、投資環境を捉えたポートフォリオの見直しを行います。

◆ 外国投資信託の運用は、マニユライフ・アセット・マネジメント（US）LLCが行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み

◆ ファンドの仕組み



<関係法人と締結している契約の概要>

注1) 投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。

注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

- ① 以下の投資信託証券への投資を通じて主に米ドル建て債券に分散投資を行い、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
 - ・ ケイマン籍外国投資信託「マニユライフ・インベストメンツ・トラストーUS・コア・フィクスト・インカム・ファンド クラスA（円建て為替ヘッジなしクラス）」受益証券
- ② 外国投資信託の組入比率は、通常の状態においては高位を維持することを基本とします。
- ③ 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なとき等、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

○投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】

投資対象ファンドの投資方針と主な投資対象

マニユライフ・インベストメンツ・トラストーUS・コア・フィクスト・インカム・ファンド クラスA（円建て為替ヘッジなしクラス）

米ドル建ての債券等に分散投資を行うことにより、トータル・リターンを最大化をめざします。

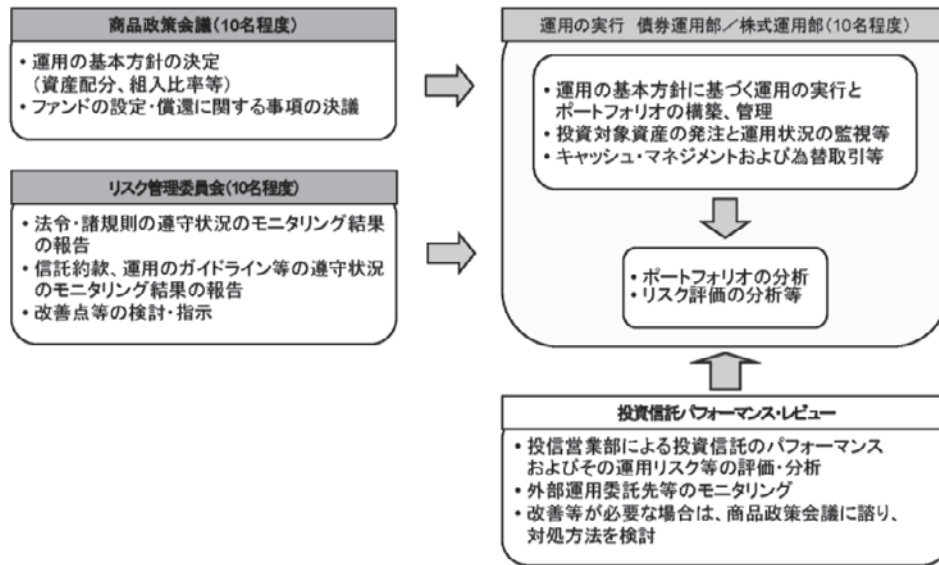
米ドル建ての債券（米国国債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券等を含みます。）等に分散投資を行います。

景気動向や投資環境の変化を捉え、債券の配分及びボトム・アップに基づく銘柄選択とイールド・カーブ戦略を融合することで収益の獲得をめざします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



商品政策会議	投信営業部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

◆運用体制に関する社内規則等

- 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
- 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆ファンドの関係法人に対する管理体制等

- 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
- 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

上記体制は2018年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は行いません。
- ⑤ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。

【参考情報】投資対象ファンドの主な投資制限

マニュアル・インベストメンツ・トラスト・ＵＳ・コア・フィクスト・インカム・ファンド
クラスＡ（円建て為替ヘッジなしクラス）

- ① 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の５％を超えないものとします。
- ② 株式への投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引は行いません。

投資制限の詳細につきましては、「３. その他の詳細情報」をご参照ください。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元金は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

- ・ 当ファンドは、主に有価証券等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。
- ・ お申込みの際は、当ファンドのリスクをご認識・ご検討のうえ、慎重にご判断いただく必要があります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

① 金利変動リスク

公社債等の価格は、金利変動の影響を受け変動します。一般的に金利が上昇した場合には公社債等の価格は下落します。組入公社債等の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債等の価格は下落します。また、投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況等が悪化した場合、もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 期限前償還リスク

モーゲージ証券および資産担保証券等は、担保となっているローン債券等が繰上げ返済されることがありますので、期限前償還が発生する可能性があります。また、一般的に金利が低下すると、ローン債券等の借り換えによる返済が増加し、期限前償還も増加する傾向があります。また、期限前償還によって外国投資信託が受け取る償還金を再投資する場合の利回り水準は、一般的に期限前償

還が生じなければ得られた利回りよりも低くなると想定されます。ファンドがこれらの証券に元本を上回る価格で投資した場合、期限前償還により、当該証券の元本超過額を限度として損失が生じる場合があります。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ 為替変動リスク

組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意事項>

① クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 大量解約による資金流出に伴う留意点

当ファンドは、解約資金を手当てするために、組入有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が変動する場合があります。

③ 繰上償還等に関わる留意点

信託財産の純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還を行う場合があります。なお、主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、繰上償還となります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することができなくなります。

④ 法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンド（外国投資信託を含みます。）に適用される法令・税制・会計等は、変更等が生じることがあります。

⑤ 申込受付けの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生等）があるときは、取得申込受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込受付けを取消することができます。また同様の事情がある場合、解約の申込受付けを中止すること、および既に受付けた解約の申込受付けを取消することができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその解約の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に解約の申込みを受付けたものとします。

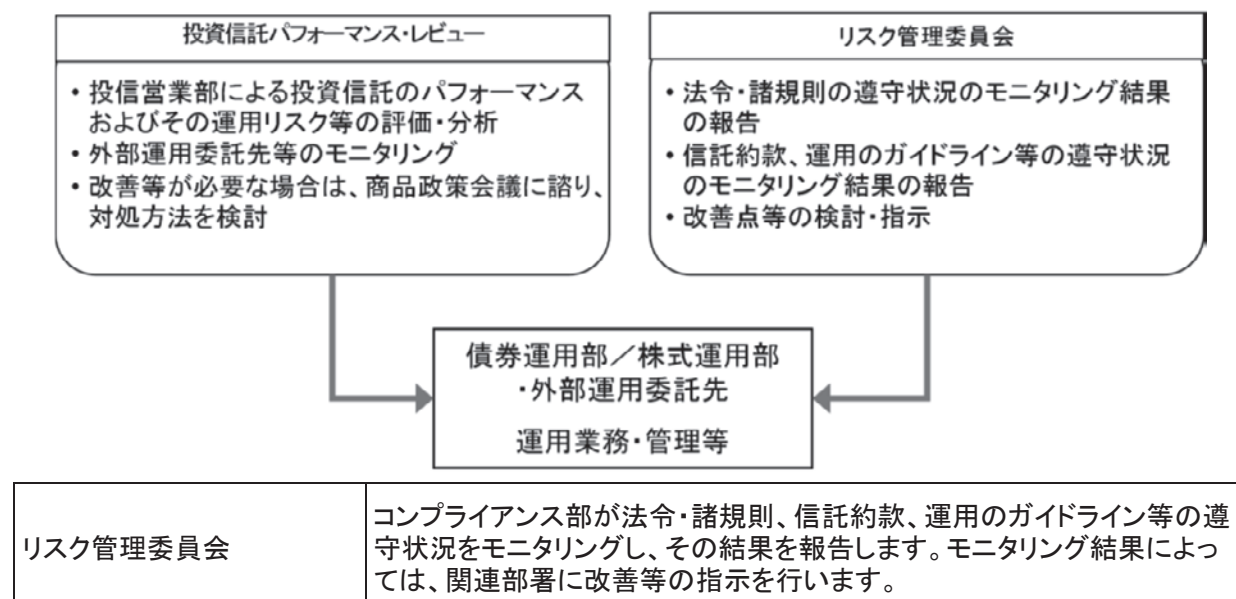
⑥ その他

- ・ 資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・ コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により、金融証券取引が一時的に停止し運用等に支障を来す場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんので、ご注意ください。

前記投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

◆ リスク管理関連の会議



※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、オペレーション部長、コンプライアンス部長、法務部長、投信営業部長、人事・総務部長および経理部長により構成されています。

上記体制は 2018 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 マニュアル・米国投資適格債券戦略ファンド（適格機関投資家専用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権（イ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金をケイマン籍外国投資信託「マニュアル・インベストメンツ・トラストー U S・コア・フィクスト・インカム・ファンド クラスA（円建て為替ヘッジなしクラス）」（以下「外国投資信託」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. の証券の性質を有するもの
 3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 金融商品の指図範囲
委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

2 マニュアル・米国投資適格債券戦略ファンド（適格機関投資家専用）の投資制限

＜約款に定める投資制限＞

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は行いません。
- ⑤ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。
- ⑥ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑦ 資金の借入れ
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
 - 3) 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用等は信託財産中から支弁します。

＜法令上の投資制限＞

1. 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託および投資法人に関する法律）

4. 運用状況

ファンドの運用は、2019年6月28日から開始する予定であり、該当事項はありません。

1 投資状況

該当事項はありません。

2 投資資産

- ① 投資有価証券の主要銘柄
該当事項はありません。
- ② 投資不動産物件
該当事項はありません。
- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

- ① 純資産の推移
該当事項はありません。
- ② 分配の推移
該当事項はありません。
- ③ 収益率の推移
該当事項はありません。

Ⅱ．財務ハイライト情報

ファンドの運用は、2019 年 6 月 28 日から開始する予定であり、該当事項はありません。

ファンドの会計監査は、監査法人により行われ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間ごとに作成する特別勘定のしおりに記載されます。

委託会社は、ファンドの信託財産のかかる財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

- （１）貸借対照表
該当事項はありません。
- （２）損益及び剰余金計算書
該当事項はありません。
- （３）注記表
該当事項はありません。

Ⅲ. 「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」に記載されています。

「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目は以下の通りです。

- I. 投資信託（ファンド）の沿革
- II. 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （１） 貸借対照表
 - （２） 損益及び剰余金計算書
 - （３） 注記表
 - （４） 附属明細表
 - 2. ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- III. 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の沿革

2019年6月28日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始（予定）

II. 投資信託（ファンド）の経理状況

ファンドの運用は、2019年6月28日から開始する予定であり、該当事項はありません

ファンドの会計監査は、監査法人により行われ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間ごとに作成する特別勘定のしおりに記載されます。

委託会社は、ファンドの信託財産のかかる財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1. 財務諸表

- （1）貸借対照表
該当事項はありません。
- （2）損益及び剰余金計算書
該当事項はありません。
- （3）注記表
該当事項はありません。
- （4）附属明細表
該当事項はありません。

2. ファンドの現況

純資産額計算書
該当事項はありません。

III. 設定及び解約の実績

ファンドの運用は、2019年6月28日から開始する予定であり、該当事項はありません。

世界バランスⅡ型

- 主な投資対象となる指数連動債券
ダイナミックベータ戦略円建連動債券（適格機関投資家専用）
- 運用会社
BNP パリバ・イシュアンス B.V.

資産の運用に関する極めて重要な事項

【資産の運用に関する極めて重要な事項】

I 指数連動債券の状況

1. 指数連動債券の性格

1 名 称

ダイナミックベータ戦略円建連動債券（適格機関投資家専用）^{（注）}

ダイナミックベータ戦略円建連動債券（適格機関投資家専用）は「指数連動債券」ということがあります。

（注） BNP Paribas Issuance BV - Collateralised Custom Index Linked Certificates linked to Dinamic Beta Strategy JPY TR Indexをいいます。

2 目的及び基本的性格

① 指数連動債券の目的及び基本的性格

指数連動債券は、発行者であるBNPパリバ・イシュアンスB.V.（以下、「発行体」といいます。）の担保付債務証券で、その償還価額は参照指数（後述）に100%配分を持つバスケットを参照して決定されます。バスケットからは年率0.85%の管理報酬が控除されます。このため、指数連動債券は管理報酬控除前で参照指数に連動するパフォーマンスを提供するよう設計されています。

参照指数は資産分散投資戦略を展開するポートフォリオのパフォーマンスとして計算されています。これにより、指数連動債券の投資家は、かかる資産分散投資戦略の投資損益を享受することが期待されています。

ただし、指数連動債券の投資家は発行体およびその保証会社としてのBNPパリバ（以下、「保証会社」といいます。）に対する信用リスクにさらされており、発行体に信用事由が発生した場合、指数連動債券のために付された担保が処分されますが、当該担保の処分額をもってしても指数連動債券で発行体が有する責任額に満たない場合、当該不足額は保証会社の責任となり、指数連動債券の投資家はこの不足額について保証会社の信用リスクを負担します。

② 指数連動債券の償還日

指数連動債券の償還日は、2031年6月30日が予定されています。ただし、指数連動債券の発行体と投資家が合意する場合、償還日以前に同種の債券への乗り換えることを予定しています。

3 特 色

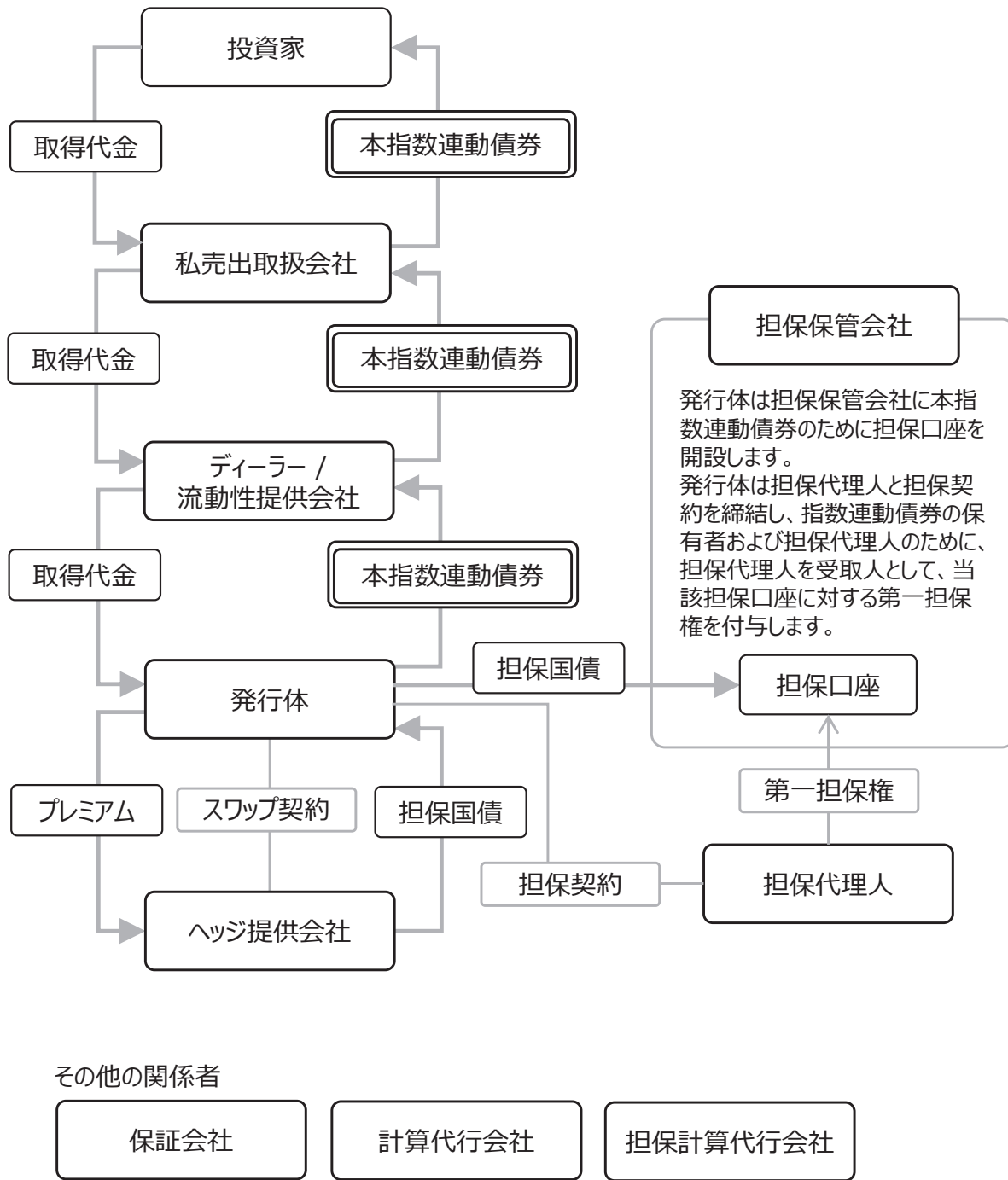
発行体は、指数連動債券の保有者に参照指数を参照して決定される償還価額を支払うことを約束しています。発行体が指数連動債券で有する債務に対しては担保が設定されることに加え、BNPパリバが保証会社として発行体の債務を保証しています。

指数連動債券が参照する参照指数は株式投資の魅力度に応じて、「株式ポートフォリオ」と「資産分散ポートフォリオ」の配分を切り替える「基本ポートフォリオ」に約1.5倍の配分を持つポートフォリオのパフォーマンスとして算出されています。

- ① 指数連動債券は、BNPパリバ・イシュアンスB.V.（以下、「発行体」ということがあります。）が発行します。※なお、ダイナミックベータ戦略円建連動債券は円建です。
- ② 指数連動債券は、それぞれ対応する参照指数に連動する投資成果を目指します（注）。
- ③ なお、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等は、指数連動債券の期中の売買が停止される可能性がある他、発行体や保証会社であるBNPパリバが破たんするなど、信用事由が発生した場合、指数連動債券のために設定された担保資産が処分され、担保処分で回収された資金を原資に指数連動債券は満期よりも前に償還する場合には、参照指数を参照して決定される償還価額が支払われない場合があります。

（注） 参照指数については、「2. 投資方針及び投資リスク」の【参考情報】をご参照ください。

4 本指数連動債券の仕組み



役割	名称	概要
投資家	特別勘定 世界バランスⅡ型	本指数連動債券に投資します。
発行体	BNPパリバ・イシュアンスB.V.	本指数連動債券を発行します。
保証会社	BNPパリバ	発行体の債務を保証しています。
ヘッジ提供会社/ 計算代行会社/ 担保計算代行会社/ ディーラー	BNPパリバ・アービトラージSNC	発行体とスワップ契約を締結します。本指数連動債券およびその担保にかかる計算業務、ディーラー業務を行います。
担保保管会社	BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルグ支店	本指数連動債券にかかる担保の保管業務を行います。
担保代理人	BNPパリバ・トラスト・コーポレーションUKリミテッド	信用事由が発生した場合、担保権の行使を行います。
私売出取扱会社	BNPパリバ証券株式会社	日本において本指数連動債券の私売出しを行います。

BNPパリバ・イシュアンスB.V.(以下、「BNPP IBV」といいます。)について

BNPP IBVはBNPパリバの子会社で、有価証券などの発行による資金調達や金融商品に関する契約の締結などを行っています。BNPP IBVの発行する全有価証券にかかる義務について、BNPパリバが保証しています。

BNPパリバ・アービトラージSNCについて

BNPパリバ・アービトラージSNCはBNPパリバの子会社で、主に株式および派生商品のトレーディング業務を行っています。

BNPパリバについて

BNPパリバは、1848年に設立された国立パリ割引銀行を前身として、合併により2000年に誕生した、総資産がおよそ2兆408億ユーロ(約259兆円、為替レートは127.00円／ユーロで換算、2018年12月末現在)の欧州最大級の金融機関です。約74の国と地域に社員を擁して、およそ1万以上の法人・機関投資家顧客及び2,000万人以上の個人顧客に対してグローバル・ネットワークでサービスを展開しています。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

① 投資方針

指数連動債券は、参照指数を参照して決定される償還価額を提供します。

② 投資対象

発行体は指数連動債券の要綱に従い、参照指数を参照して決定される償還価額を保有者に提供します。発行体はこの責務を果たすことを確かなものとするため、ヘッジ提供会社とスワップ契約を行います。

発行体は、本指数連動債券の発行代金を原資に、スワップ契約のプレミアムを支払います。ヘッジ提供会社から、スワップ契約に伴う担保を受領します。この担保は担保保管会社に開設した本指数連動債券に関する担保口座に拠出されます。

(注)参照指数の詳細につきましては、【参考情報】をご参照ください。

【参考情報1】 参照指数の概要

指数連動債券は次の参照指数を用いています。

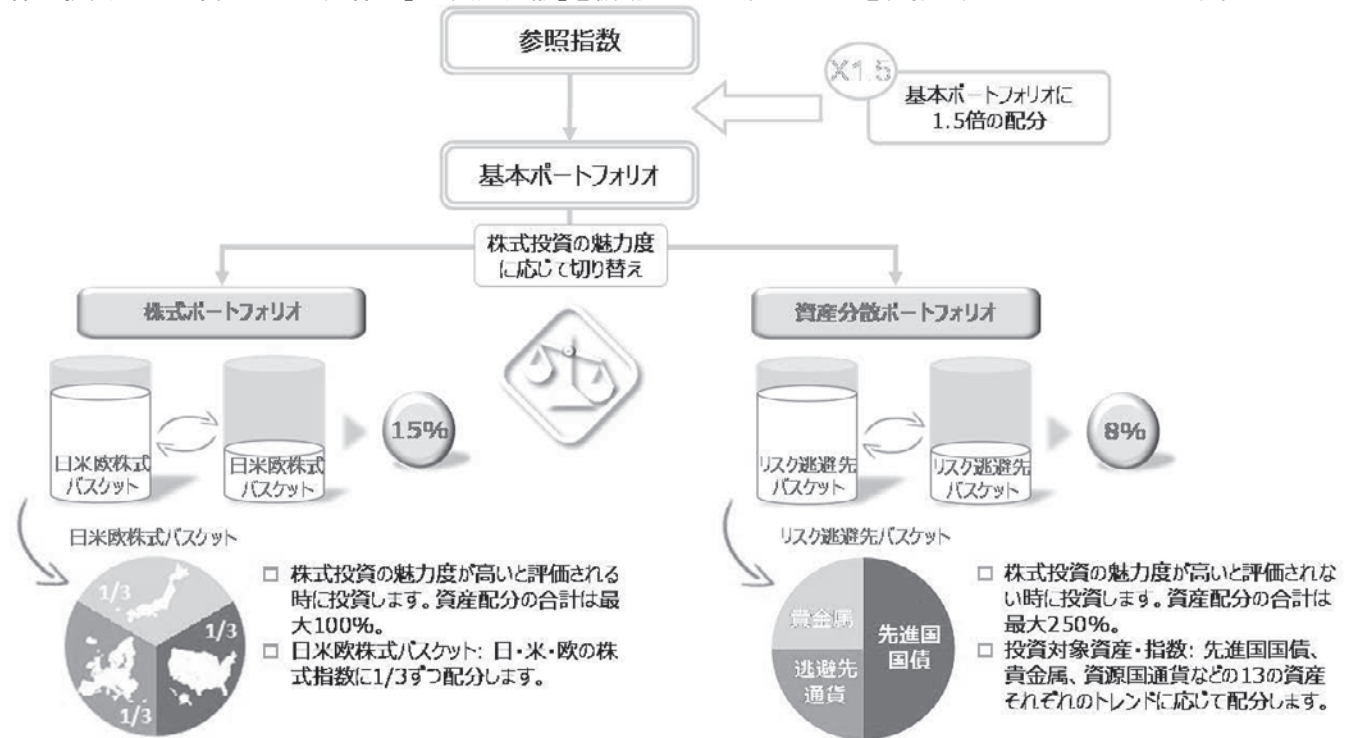
指数連動債券	ダイナミックベータ戦略円建連動債券
参照指数	ダイナミックベータ戦略円建指数

参照指数は、株式投資の魅力度に応じて、「株式ポートフォリオ」と「資産分散ポートフォリオ」の配分を切り替える「基本ポートフォリオ」に約1.5倍の配分を持つポートフォリオのリターンとして算出されています。

参照指数の資産配分は、BNPパリバが定める指数ルールに基づいて決定されます。以下は指数ルールのデザインのイメージを説明するもので、詳細については省略されているものもあります。

1. 概要

株式投資の魅力度に応じて、「株式」と「資産分散」を機動的に切り替えることを目指し、デザインされています。



注 S&P500のインプライド・ボラティリティを分母に、日米欧株式バスケットの100営業日の短期金利超過リターンを分子として得られる値を「トレンド指標」として日々評価し、この値が0.4以上の場合株式ポートフォリオに配分し、それ以外に資産分散ポートフォリオに配分します。配分の切り替えは10営業日に分散して行います。

2. 株式ポートフォリオ：日・米・欧株式指数に15%の目標ボラティリティで投資

- 日本株は日経平均株価指数、米国株は S&P500 種株価指数、欧州株はユーロ・ストックス 50 指数のそれぞれの先物買い持ちし、ロールを継続するポートフォリオのパフォーマンスとして計算されます（以下それぞれを「先物ロール指数」といいます。）。
- 各先物ロール指数に1/3ずつ均等配分する日米欧株式バスケットに対する配分は、株式ポートフォリオのボラティリティが15%程度までとなるよう日々調整されます。
- 株式ポートフォリオの投資対象資産

資産クラス	概要	名称	最大配分*
株式（3）	欧州株式	BNPパリバ・ユーロ圏株式先物指数	33.33%
	米国株式	BNPパリバ米国株式先物指数	33.33%
	日本株式	BNPパリバ日本株式先物指数	33.33%
合計			100%

* 最大配分は基本ポートフォリオにレバレッジをかける前の最大配分となります。

3. 株式投資の魅力度の判定

- 市場のインプライド・ボラティリティの指標は、恐怖指数と呼ばれることがあるように、株式市場の不確実性に対する市場の評価として捉えることができます。
- 株式投資の魅力度の判定では、米国株式（S&P500）のインプライド・ボラティリティ（リスク）を分母とし、日米欧株式バスケットの過去 100 営業日のリターンを分子として比較することで、リスク対比で株式市場の投資魅力度を評価します。この比率が 0.4 以上となる場合、参照指数は株式ポートフォリオに配分します。

4. 資産分散ポートフォリオ

- 市場の混乱時など、リスク回避志向が高まる環境下で選好される傾向のある資産として、先進国国債、貴金属、資源国通貨等を対象とし、分散したポートフォリオを構築します。
- 先進国国債、貴金属、通貨には 50%、25%、25%の配分を基本としますが、各投資対象資産への配分はトレンドやボラティリティを考慮して日々調整されます。
- 資産分散ポートフォリオのボラティリティが約8%程度までとなるよう、全体のリスク配分は日々見直されます。
- 資産分散ポートフォリオの投資対象資産

資産クラス	概要	名称	最大配分*
国債（6）	独 5 年	BNPパリバ・ユーロ 5 年国債先物指数	100%
	米 5 年	BNPパリバ米国 5 年国債先物指数	100%
	日10年	BNPパリバ日本10年国債先物指数	100%
	英10年	BNPパリバ英国10年国債先物指数	22.5%
	独10年	BNPパリバ・ユーロ10年国債先物指数	100%
	米10年	BNPパリバ米国10年国債先物指数	100%
貴金属（2）	金	S&P GSCIゴールド	50%
	銀	S&P GSCIシルバー	50%
通貨（5）	豪ドル	BNPパリバ豪ドル/ユーロ・フォワード指数	100%
	カナダ・ドル	BNPパリバ・カナダドル/ユーロ・フォワード指数	100%
	スイス・フラン	BNPパリバ・スイスフラン/ユーロ・フォワード指数	100%
	ノルウェー・クローネ	BNPパリバ・ノルウェークローネ/ユーロ・フォワード指数	100%
	シンガポール・ドル	BNPパリバ・シンガポールドル/ユーロ・フォワード指数	100%
合計			250%

* 最大配分は基本ポートフォリオにレバレッジをかける前の最大配分となります。

（※1）ボラティリティとは、証券などの値動きの変動率のことです。値動きが大きいほど、ボラティリティは大きくなります。

（※2）運用環境によっては、ボラティリティが意図した水準から乖離する場合があります。

（※3）実質的な借入れを使用して基本ポートフォリオのポジション量（持ち高）を増やした場合、参照指数は大きな価格変動を伴います。従いまして、大きなリターンを得られる可能性がある一方、大きな損失となる可能性もあります。なお、実質的な借入れによって基本ポートフォリオのポジション量（持ち高）を増やす場合、基本ポートフォリオの概ね 1.5 倍を上限とします。

参照指数の計算法（以下、「指数計算法」といいます。）および参照指数に適用される規則は秘密情報であり、参照指数のスポンサー（以下「指数スポンサー」といいます。）による事前の同意がない限り、配布その他の方法により伝達することは禁止されています。指数スポンサー、参照指数の計算代理人（指数スポンサーと同一でない場合、「指数計算代理人」といいます。）、および適用ある場合は参照指数の助言会社（以下「指数助言会社」といいます。）のいずれも、指数計算法の正確性および完全性を保証するものではなく、参照指数の計算、伝達について誤りまたは不作為が存在しないことを保証するものでもありません。指数スポンサー、指数計算代理人および指数助言会社（適用ある場合）は、この誤りまたは不作為につき一切の責任を負わないものとします。

指数計算法は、指数スポンサー、指数計算代理人および指数助言会社（適用ある場合）が採用する一定の仮定、一定

の価格決定モデルおよび計算方法に基づくものであり、そのことに起因する一定の限界が存在する可能性があります。これとは異なるモデル、計算方法または仮定に基づいて作成された情報は、異なる結果をもたらすことがあります。お客様が指数計算法をいかなる方法であれ使用または複製することは許可されていません。BNPパリバおよびその関連会社は、参照指数もしくは指数計算法から直接、間接に発生した、またはいかなる形であれこれらに関連して発生した全ての損害について責任を負わないものとします。

指数スポンサーは、参照指数に適用される規則に従い指数計算法を随時修正または変更する権利を有し、この修正または変更について責任を負いません。指数スポンサーおよび指数計算代理人は参照指数の計算、発表または伝達を継続する義務を負わず、参照指数に適用される規則に従って行われる計算の停止または中断について責任を負いません。指数スポンサー、指数計算代理人および指数助言会社（適用ある場合）は、ある時点における指数の値を発表または使用したことに関連する一切の責任を負わないものとします。

指数計算法には、参照指数の運営に伴う再配分コスト、複製コスト、レポコストなど、戦略に含まれる一定のコストが考慮されています。このコスト（存在する場合）の水準は市場環境に応じて時間経過により変化することがあります。計算に採用するコスト水準は指数スポンサーが商業上合理的な方法で決定するものとします。

BNPパリバおよびその関連会社は、参照指数を参照したデリバティブ取引の締結、または金融商品の発行（以下総称して「商品」といいます。）を行うことがあります。参照指数はBNPパリバと関連のない機関がスポンサー（「関連指数スポンサー」という。）を務める指数を（またはその一部を）指数構成銘柄（各々を「関連指数」といいます。）として含むことがありますが、当該商品は当該関連指数スポンサーによって出資、支援、販売または販売促進されるものではありません。関連指数スポンサーは、自身に係る関連指数および／または特定の日の特定の時点における当該関連指数の値を使用したことにより、またはその他の方法により得られた結果に関して、明示、黙示を問わず一切の表明を行うものではありません。関連指数スポンサーは（過失の有無を問いません。）、自身に係る関連指数、その値または根拠データの誤りに関していかなる者に対しても責任を負わず、当該関連指数スポンサーはその誤りをいかなる者に対して通知する義務も負わないものとします。関連指数スポンサーは、商品を購入すること、または商品に伴うリスクを引き受けることの妥当性に関して、明示、黙示を問わず一切の表明を行うものではありません。関連指数が発表されない場合、その計算に誤りがある場合、または関連指数、その作成、値、構成銘柄、構成銘柄の価格、若しくは根拠データに関連するその他の基礎に誤りがある場合であっても、BNPパリバおよびその関連会社は関連指数スポンサーに反対する権利も、これに遡及する権利も有しません。BNPパリバおよびその関連会社は、関連指数の計算、修正または維持に関連する関連指数スポンサーの作為および不作為につきいかなる者に対する責任も負わず、関連指数、その関連指数スポンサー、または関連指数の計算、構成若しくは伝達に協力する関係も、これらに対する支配力も有しないものとします。指数計算代理人は各関連指数に関する情報を、信頼できると考える公開の情報源から入手しますが、この情報の正確性を独立に検証するものではありません。それゆえ、BNPパリバ、その関連会社および指数計算代理人は、関連指数、その値または根拠データに関する情報の正確性、完全性および適時性について、明示、黙示を問わず一切の表明、保証、約束を行わず、一切の責任を負わないものとします。

BNPパリバおよび／またはその関連会社は、参照指数および／または参照指数とリンクした商品に関連して様々な立場（マーケットメーカー、ヘッジ取引の相手方、参照指数構成銘柄の発行体、指数スポンサー、指数計算代理人を含みますが、これらに限定するものではありません。）で行為することがあります。この行為は、商品の価格または値に影響を及ぼす可能性がある潜在的な利益相反となる場合もあり得ます。

© BNP Paribas. All rights reserved.

【参考情報2】 参照指数に関わる費用

参照指数のリターンは、指数構成要素に配分する際に必要となる取引コスト等（実質的に有価証券等を売買・保有することに伴うコスト）を控除して算出されます。

2 運用体制

本指数連動債券の発行体と関係法人との契約・業務等の概要は以下の通りです。

役割	名称	概要
発行体	BNPパリバ・イシュアンスB.V.	本指数連動債券を発行します。
保証会社	BNPパリバ	発行体の債務を保証しています。
ヘッジ提供会社/ 計算代行会社/ 担保計算代行会社/ ディーラー	BNPパリバ・アービトラージSNC	発行体とスワップ契約を締結します。本指数連動債券およびその担保にかかる計算業務、ディーラー業務を行います。
担保保管会社	BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルグ支店	本指数連動債券にかかる担保の保管業務を行います。
担保代理人	BNPパリバ・トラスト・コーポレーションUKリミテッド	信用事由が発生した場合、担保権の行使を行います。
私売出取扱会社	BNPパリバ証券株式会社	日本において本指数連動債券の私売出しを行います。

参照指数の関係法人との契約・業務等の概要は以下の通りです。

役割	名称	概要
指数スポンサー	BNPパリバ	参照指数のスポンサーとして行います。
指数計算代行会社	BNPパリバ・アービトラージSNC	参照指数の計算や公表、その他の付随する業務を行います。

3 主な投資制限

指数連動債券は、参照指数を参照して決定される償還価額を提供します。参照指数での指数構成要素への主な投資制限は以下の通りです。

- ・ 参照指数は基本ポートフォリオに最大 150%の配分を持ちます。
- ・ 基本ポートフォリオは株式ポートフォリオと資産分散ポートフォリオに合計で 100%の配分を持ちます。
- ・ 株式ポートフォリオでは日、米、欧の株式先物指数に1／3ずつ、合計で 100%を上限に配分を持ちます。
- ・ 資産分散ポートフォリオでは、先進国国債先物指数、通貨指数、貴金属指数に、合計で 250%を上限に配分を持ちます。
- ・ ただし、これらは再配分時に適用される上限となり、観測時点と再配分時点のタイムラグにより、当該時点での配分比率はこれらを上回ることがあります。

4 投資リスクについて

指数連動債券はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。指数連動債券は元本確保ではなく、また保証会社は投資元本を保証するものではありません。発行体や保証会社に信用事由が発生していなくても、指数連動債券の条件に従って決定される償還額は投資元本を大きく下回ることがあります。

指数連動債券が実質的に配分を持つ参照指数は、日米欧の株式、先進国国債、貴金属(コモディティ)、為替取引等にレバレッジをかけた配分を持つことを通じて、これらの市場の価格変動等によりその価値は大きく上下しますので、これにより、投資元本を割り込むことがあります。

また、発行体や保証会社、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部の評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

以下は、指数連動債券が有するリスクのうち、主なリスクとして認識されているものの概要であり、指数連動債券への投資に伴うリスクの完全な説明ではありません。指数連動債券への投資をお考えのお客様はここに記載されていないリスクやその他の潜在的なリスクも含めて、様々な観点からリスクを考慮されたうえで、ご自身でご判断ください。

指数連動債券が有する主なリスクは以下の通りです。

● 指数連動債券への投資に伴って想定される主なリスク

○ 参照指数

指数連動債券は参照指数に対する100%の投資配分を提供します。このため、参照指数の値が下落した場合、指数連動債券の価格が下落し、投資元本を割り込む可能性があります。

指数連動債券の参照指数は、実質的な借入れを使用して基本ポートフォリオに1.5倍の配分を行ったパフォーマンスがその指数値として算出されています。参照指数の値はゼロとなる可能性があり、その場合指数連動債券の投資者は最大で指数連動債券への投資元本のすべてを失う可能性があります。

○ 参照指数の実質的な借入れに関するリスク

参照指数は実質的な借入れを使用するため、基本ポートフォリオが上昇する局面では、参照指数はより大きく上昇する可能性があります。また、基本ポートフォリオが下落する局面では、参照指数はより大きく下落する可能性があります。また、配分ルールに従い、参照指数の基本ポートフォリオに対する配分割合は原則として日々見直されます。基本ポートフォリオのポジション量(持ち高)が引き上げられた後、基本ポートフォリオが下落したことでポジション量に変更がなかった場合よりも参照指数の下落が大きくなる可能性があります。また、ポジション量が引き下げられた後、基本ポートフォリオが上昇したことで、ポジション量に変更がなかった場合よりも上昇が少なくなる可能性もあります。また、ポジション量配分が低くなってしまった場合、その後参照指数が大きく上昇する可能性が低くなる可能性があります。

○基本ポートフォリオの配分戦略

参照指数が1.5倍の配分を持つ基本ポートフォリオは、決められたルールに従って株式ポートフォリオおよび資産分散ポートフォリオに配分を持ち、株式ポートフォリオおよび資産分散ポートフォリオへの配分を通じて関連指標（以下「指数構成要素」といいます。）に配分を持ち、その配分は日々再配分されるポートフォリオのパフォーマンスとして計算されています。参照指数は、指数構成要素に分散して配分することで中長期的に妥当なリスク・リターンを追求することを意図して設定された基本ポートフォリオにレバレッジをかけた配分を行いますが、その配分戦略が成功する保証はありません。配分ルールは、過去の価格動向等を参考に決定されましたが、将来の価格動向が過去の価格動向と異質のものとなる場合などは、基本ポートフォリオ（および参照指数）は意図された成果を達成することができず、損失をこうむることがあります。参照指数の配分戦略は、参照指数のスポンサーであるBNPパリバの決定により、予告なく変更されることがあります。このような変更は、参照指数の投資者にとって良い結果をもたらすこともあれば、悪い結果をもたらすこともあります。

○市場価格の変動リスク

参照指数は株式ポートフォリオや資産分散ポートフォリオへの配分を通じて実質的に株式先物指数、国債先物指数、通貨およびコモディティ指数への配分を持ちます。このため、関連する市場の価格変動の影響を受けます。株式、債券、コモディティの価格、為替レートや金利の水準等、市場価格に影響を与える要素は多岐にわたり、政治、経済、天候不順、疫病、災害、その他の生産地固有の事由、市場介入、需給、在庫、その他の金融商品やコモディティ市場の動向、国際情勢や戦争、地域紛争、規制の変更、個別企業にかかる事象、またはこれらに対する報道や見通し、市場参加者の評価など、様々な要因により価格は変動します。予測されていなかった影響の大きな事象が起こったことなどにより、市場価格は時として大きく変動することがあります。なお、満期償還価額が定められた債券であっても、その市場価値は一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）する他、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。また、市場や関連する先物市場の流動性は一定ではなく、流動性が低くなることがあります。流動性が低い時に影響の大きな事象が起こった場合などは市場の価格変動を増幅させることがあります。深刻な市場混乱事由が生じたことにより、指数連動債券の要項が変更される、または生じなかった場合に比較して投資家に不利な状況となることがあります。

○新興国市場

一般に、新興国市場はより成熟した市場に比べ、市場の流動性は低く、高い価格変動性を伴う傾向があります。また売買や保管に伴うコストも、一般に新興国の方が先進国よりも高いとされています。更に制度や政治、金融政策、為替管理などに関するリスクも、新興国は総じて先進国よりも高いと考えられています。従って、価格変動性やコストに加え、市場混乱事由となる可能性も、新興国のほうが先進国よりも高い可能性があります。

○カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、指数連動債券の価格の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

○コモディティ市場

コモディティ市場の流動性は、株式市場、国債市場や為替市場等と比較すると相対的に低いとされています。影響の大きな事象の発生や大きな資金移動が起こった場合、流動性の低い市場は流動性の高い市場よりも大きな価格変動となる傾向があります。深刻な市場混乱事由が生じたことにより、指数連動債券の要項が変更される、または生じなかった場合に比較して投資家に不利な状況となることがあります。

○為替変動リスク

本指数連動債券（ダイナミックベータ戦略円建連動債券）は円ヘッジ円建ての参照指数を参照します。そのため、本指数連動債券の投資損益は、指数構成要素の通貨（米ドル・ユーロなど）の対円の為替レートの影響を低減することを目指していますが、為替リスクを完全に排除できるものではありません。

また、資産分散ポートフォリオでは、通貨フォワードの指数構成要素に配分を行うため、当該指数構成要素への配分は対象となる通貨の対ユーロでの為替レートの影響を受け、基本ポートフォリオのパフォーマンスに反映されます。これらの通貨の対ユーロでの為替レートが下落する場合、基本ポートフォリオへの負の効果を与えることにより、指数連動債券は負の影響を受けることがあります。

○信用リスク、担保権行使にかかるリスク

信用リスクとは、株式や公社債などの発行者が、倒産などの理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、その発行者の株式や公社債などの価格は大幅に下落し、指数連動債券の価格が下落する要因となります。

指数連動債券は発行体ならびにその保証会社であるBNPパリバの信用リスクを負い、指数連動債券における債務の履行遅延または不履行というリスクにさらされます。このような発行体や保証会社に対する信用リスクを緩和するため、指数連動債券には国債などの有価証券などが担保として付与されていますが、これによって信用リスクを完全に排除できる訳ではありません。発行体に信用事由が発生した場合、指数連動債券の保有者のために当該担保は換金されますが、換金で得られる資金が、信用事由が発生しなかった場合に指数連動債券の保有者が受け取れたであろう金額に満たないことがあります。また、何らかの状況で換金に支障をきたす場合は当該不足額が拡大する可能性があります。更に当該不足額に責任のある保証会社が当該不足額を弁済できなくなる可能性があります。

○流動性リスク

市場や関連する先物市場の流動性は一定ではなく、流動性が低くなることがあります。特に、新興国通貨、商品（コモディティ）市場の流動性は、先進国株式や先進国国債、主要通貨等と比較すると相対的に低いとされています。影響の大きな事象の発生や大きな資金移動が起こった場合、流動性の低い市場は流動性の高い市場よりも大きな価格変動となる傾向があります。

○途中換金に伴うリスク

指数連動債券は条件に従った途中換金手続きが提供されていますが、深刻な市場混乱事由が発生するような場合など、流動性提供会社は売買を一時的に停止する措置をとることがあります。また、一旦受領された売買注文についても、売買の実行が留保や延期、撤回されることがあります。そのような場合、指数連動債券の投資家が売却代金を受領するまで相当な期間を要することがあります。

○指数連動債券の費用、参照指数の費用

指数連動債券には管理報酬として参照指数への配分に対して年率0.85%が控除されます。参照指数からは指数構成要素の配分変更時における再配分コスト（指数構成要素に応じて配分変更額の0.01%から0.10%）、および複製コスト（指数構成要素に応じて配分額の年率0.02%から0.30%）が控除されて計算されます。これらは参照指数の価格から控除されることを通じて、実質的に投資家の負担となります。

○参照指数の調整、停止並びに終了事由

参照指数の指数構成要素が消滅するなどとなった場合、もしくは参照指数にかかる費用が大幅に上昇した場合には、関連指数スポンサーまたは参照指数の指数計算代理人は適切と判断する調整を行います（指数構成要素の入れ替えが行われる場合もあります。）。また、法令や規制、税制等の変更、それらの解釈の変化等、また司法命令や内紛、戦争等の発生等（ただしこれらに限定されません。）、関連指数スポンサーや指数計算代理人の不可抗力で、それらが行う業務に支障をきたした場合、参照指数の調整、指数構成要素の変更、計算の停止、参照指数の終了に至る可能性があります。

○その他の事象に伴うリスク

指数連動債券または参照指数に関連がある国の法律税制等が変更された場合や、参照指数が何らかの理由で継続不可能となる場合、BNPパリバもしくはその関連会社が指数連動債券の責務をヘッジすることができなくなる場合、もしくはヘッジするコストが著しく増加する等のやむを得ない場合（ただし、これらに限定されません。）には、参照指数のルールや指数連動債券の要項が変更される可能性（参照指数や指数構成要素を代替となる指数や構成要素に変更することを含みます。）や、指数連動債券が時価をもって繰上償還される可能性があります。投資家は、かかる変更によって不利益を被ることや、期限前償還価格は満期償還であった場合の価格を大きく下回ることがあります。

○潜在的な利益相反に関するリスク

指数連動債券の関係法人、指数スポンサーや指数計算代理人など（ただしこれらに限定されません。）は、BNPパリバグループに属する企業となることがあり、これらのいずれかの企業が行う活動（ヘッジ取引行為を含みますがこれに限定されません。）が指数連動債券の評価に影響を与えるなど、指数連動債券の投資者にとって不利な結果となる可能性があります。また、指数計算代理人には一定の判断裁量を与えられていることなどから、指数連動債券の投資者とBNPパリバグループに属する企業との間に潜在的な利益相反が生じる可能性があります。

○限定的な取引相手となることのリスク

指数計算代理人や流動性提供会社はBNPパリバのグループ企業に限定されます。指数連動債券の取引条件や、参照指数の指数構成要素に適用される再配分コストや複製コストなどは流動性提供会社または指数計算代理人の掲示するものとなります。

3. 運用状況

1 投資状況(2019年1月31日現在)

本指数連動債券は2019年6月21日の発行を予定しており、2019年1月31日現在、該当事項はありません。

2 投資資産(2019年1月31日現在)

本指数連動債券は2019年6月21日の発行を予定しており、2019年1月31日現在、該当事項はありません。

3 運用実績

本指数連動債券は2019年6月21日の発行を予定しており、2019年1月31日現在、該当事項はありません。

II 財務ハイライト情報

投資対象は指数連動債券のため、該当事項はありません。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

指数連動債券の沿革・指数連動債券の経理状況の詳細・投資及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

I. 指数連動債券の沿革

II. 指数連動債券の経理状況

1 財務諸表

(1)貸借対照表

(2)損益及び剰余金計算書

(3)附属明細表

2 指数連動債券の現況

純資産額計算書

III. 投資及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

【資産の運用に関する重要な事項】

I 本指数連動債券の沿革

2019年6月21日 本指数連動債券の発行（予定）

II 本指数連動債券の経理状況

投資対象は指数連動債券のため、該当事項はありません。

III 投資及び解約の実績

指数連動債券は、2019年6月21日の発行を予定しており、2019年1月31日現在、該当事項はありません。

